大衡村
男女共同参画プラン

男女がお互いを尊重し、思いやり、
共に輝く万葉の里・おおひら

ひら麻呂プロフィール

随分と昔から大衡村に棲んでいる万葉の精
年齢と性別はともに不詳で，いつも村と歌の心を大切にします。
頭には烏帽子と村花のキキョウを着けていて，緑豊かな万葉衣装を着ています。

令和４年３月

大 衡 村

目　次

第１章　計画策定にあたって 3
　１　計画の概要 3
　２　主な関連法令・計画の概要 4
　３　環境の変化 7

第２章　大衡村の男女共同参画を取り巻く状況 11
　１　人口・世帯の状況 11
　２　就労の状況 13
　３　婚姻・離婚の状況 14
　４　各分野の女性の参画状況 15
　５　住民意識調査の概要 17
　６　男女共同参画社会の形成に向けた課題 19

第３章　計画の基本的な方向性 23
　１　基本理念 23
　２　基本目標 24
　３　施策体系 25

第４章　施策の展開 29
　基本目標１　男女共同参画社会の基盤づくり 29
　　１-１　政策・方針決定過程への女性の参画の促進 29
　　１-２　男女共同参画意識の啓発 30
　　１-３　多様性を認め合い、支え合う社会の形成 31
　　１-４　男女共同参画推進体制の強化 32
　基本目標２　家庭生活における男女共同参画 33
　　２-１　男女が協力し共に築く家庭生活への支援 33
　　２-２　育児・介護に対する社会的支援の充実 34
　　２-３　生涯を通じた健康支援 35
　　２-４　女性に対するあらゆる暴力の根絶 36
　基本目標３　学校教育における男女共同参画 37
　　３-１　男女共同参画に関する理解の促進 37
　　３-２　キャリア教育の推進 38
　　３-３　思春期保健・健康づくりの推進 39
　基本目標４　職場における男女共同参画 40
　　４-１　職場における女性活躍の推進 40
　　４-２　ワーク・ライフ・バランスの推進 41
　　４-３　安心して働くことができる環境づくりの促進 42
　　４-４　農林業・商工自営業における男女共同参画の推進 43

基本目標５　地域社会における男女共同参画 44
５－１　地域活動における男女共同参画の促進 44
５－２　防災における男女共同参画の推進 45
５－３　多様な困難を抱える女性等への支援 46
５－４　高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備 47

第５章　計画の推進 51
１　計画の推進体制 51
２　計画の進捗管理 52

資　料　編 55
１　用語解説 55
２　策定の経緯 58
３　大衡村男女共同参画計画検討委員会 59
４　男女共同参画に関する住民意識調査　集計結果 61
５　男女共同参画基本法 85

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画の概要

（１）計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第２条第１号）です。

全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した地域社会にとって、社会の多様性と活力を高め、地域経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、大衡村においてもその実現に向けた取組を計画的に推進するため、大衡村男女共同参画プラン（以下、本計画という。）を策定します。

（２）計画の位置付け

［法的位置付け］

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条第２項に基づく「市町村推進計画」※1 及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」※2 としても位置付け、その趣旨に沿った取組を推進します。

［計画の性格］

国・県の関連計画及び村政の最上位計画である「大衡村総合計画」の方向性を踏まえるとともに、各分野の関連計画との整合性を図ります。

（３）計画期間

本計画の計画期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

※1　「1-1　政策・方針決定過程への女性の参画の促進」、「2-1　男女が協力し共に築く家庭生活への支援」、「4-1　職場における女性活躍の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「安心して働くことができる環境づくりの促進」が該当

※2　「2-4　女性に対する暴力の根絶」が該当

2　主な関連法令・計画の概要

（１）主な関連法令

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画を実現するための基本理念及びその理念に則った国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画基本計画の策定や男女共同参画会議の設置等について定めています。

［基本理念］〇男女の人権の尊重
〇社会における制度又は慣行についての配慮
〇政策等の立案及び決定への共同参画
〇家庭生活における活動と他の活動の両立
〇国際的協調

■女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

■配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

令和元年６月の改正では、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化が図られています。

■宮城県男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進のために、基本理念を定め、宮城県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることによって、男女共同参画社会の形成を推進して新しい生活文化を創り、真に豊かで活力のある地域社会の実現に貢献することを目的としています。

［基本理念］〇男女の人権の尊重
〇固定的な性別役割分担に基づく制度・慣習等についての配慮
〇男女の家庭生活における活動と社会生活における活動との両立
〇男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
〇男女間におけるあらゆる暴力的行為の根絶
〇国際的な視野での推進

（２）主な関連計画

■第五次男女共同参画基本計画［令和２年 12 月策定～令和７年度］

国は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（男女共同参画基本計画）を策定しています。

令和２年 12 月に策定された「第五次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」の３つを柱とし、各分野における施策の基本的方向と具体的な取組、成果指標等を示しています。

【第五次男女共同参画基本計画の構成】

Ⅰ　あらゆる分野における女性の参画拡大
- 第１分野　政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第２分野　雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第３分野　地域における男女共同参画の推進
- 第４分野　科学技術・学術における男女共同参画の推進

Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現
- 第５分野　女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第６分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第７分野　生涯を通じた健康支援
- 第８分野　防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- 第９分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第 10 分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第 11 分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

Ⅳ　推進体制の整備・強化

■宮城県男女共同参画基本計画（第４次）［令和３年度～令和７年度］

宮城県では、宮城県男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画の理念及び推進の必要性を県民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進するため、令和３年度から令和７年度までを計画期間とする「宮城県男女共同参画基本計画（第４次）」を策定しました。

第４次計画では、男女共同参画実現のための施策を分野に分け、分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標を掲げ、その実現に向けた具体的な施策を示しています。また、女性活躍推進法に基づく県の推進計画にも位置付けられています。

【宮城県男女共同参画基本計画（第４次）の施策体系】

施策１　社会全体における男女共同参画の実現　～女性の活躍を推進するために～
施策２　家庭における男女共同参画の実現　～男性の家事・育児・介護への更なる参画～
施策３　学校教育における男女共同参画の実現　～共生と自立をめざして～
施策４　職場における男女共同参画の実現　～男女が共に学び・活躍し続けるために～
施策５　農林水産業・商工自営業における男女共同参画の実現
～女性の地位や権限の確立をめざして～
施策６　地域における男女共同参画の実現　～多様な主体との連携・学び合い～
施策７　防災・復興における男女共同参画の実現　～平常時から備える多様な視点～

■宮城県配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画（第６次）

［令和３年度～令和７年度］

【宮城県配偶者暴力防止基本計画（第６次）の基本理念】

１　被害者の人権の擁護と男女が共に理解し合える社会の実現
２　配偶者からの暴力等を容認しない社会の実現

■第６次大衡村総合計画［令和２年度～令和 11 年度］

総合計画は、本村の最上位計画であり、将来を展望した村づくりの基本理念及び都市像を示すとともに、総合的かつ計画的な行財政運営の指針と施策を示すものです。

村では、令和２年度に「第６次大衡村総合計画」を策定し、「新しい時代につなぐ豊かな万葉の里・おおひら　～みんなで支え　笑顔で暮らせる　まちづくり～」を基本理念として、新しい時代においても自然環境や行政サービス等が豊かな村を持続し、未来につなぐことを目指しています。

【大衡村総合計画における男女共同参画施策の位置付け】

５　みんなが集い、つながるまちづくり
１　コミュニティ　－豊かなコミュニティづくり－
（４）男女共同参画の推進
①男女共同参画の必要性を住民や企業などに理解してもらうため、講演会や研修会などを開催し、男女共同参画意識の向上に努めます。
②広報などの各種媒体を活用し、男女共同参画に対する意識の啓発・普及に努めます。

３　環境の変化

男女共同参画を取り巻く環境の変化を以下の通り整理します。

■人口構造・世帯構成の変化

〇人口減少・少子高齢化の急速な進行
〇核家族化・ひとり暮らしの増加
〇未婚化・晩婚化の傾向
〇若年者、特に女性の大都市圏への流出

■働き方・暮らし方等の多様化

〇女性の就労意向の高まり・就業率の上昇
〇正規雇用と非正規雇用の格差の問題
〇長時間労働の社会問題化と働き方改革
〇ＩＣＴ発達や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う在宅ワークの普及

■人生 100 年時代の到来

〇女性や高齢者など生涯にわたり活躍する社会
〇人生 100 年を見据えたライフプラン・経済的自立
〇社会保障・老老介護・8050 問題

■Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０の到来

〇ＡＩ・ビッグデータ、ロボットなど未来技術の普及
〇未来技術による地域課題の解決に向けた動き
〇デジタル分野における女性活躍への期待
〇情報格差の拡大

■個性・多様性を認め合う社会

〇性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ＋）への意識・理解の高まり
〇多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

■女性に対する暴力等への問題意識

〇セクシャルハラスメント、ＤＶ等に対する意識の高まり
〇ＳＮＳ等を通じた告発・社会運動
〇ＳＮＳ等による被害の拡大・多様化

■頻発する大規模災害

〇自助・共助・公助の重要性
〇防災対策、避難生活における女性の視点の重要性
〇災害時における女性、弱い立場の人への深刻な影響

■新型コロナウイルス感染症の拡大

〇ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい日常
〇テレワーク等の働き方、男性の家事・育児への参画
〇非正規雇用、宿泊・飲食サービス業への影響
〇ＤＶ・性暴力の深刻化

■ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）

〇企業・自治体等におけるＳＤＧｓ達成への取組の推進
〇ゴール５「ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う」

「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」とは

ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、令和 12（2030）年までに、誰ひとり取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標のことで、平成 27（2015）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。

17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画においても、ＳＤＧｓの実現を目指した取組を推進することとします。

第２章

大衡村の男女共同参画を取り巻く状況

第２章　大衡村の男女共同参画を取り巻く状況

１　人口・世帯の状況

（１）人口の状況

全国的に人口減少が進む中、本村の人口は平成 31 年まで増加傾向が続いていましたが、令和２年で減少に転じ、5,933 人となっています。

年齢３区分別にみると、老年人口（65 歳以上）の割合が上昇してきており、本村も高齢化が進んでいます。また、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあり、今後は人口減少・少子高齢化が進むものと見込まれます。

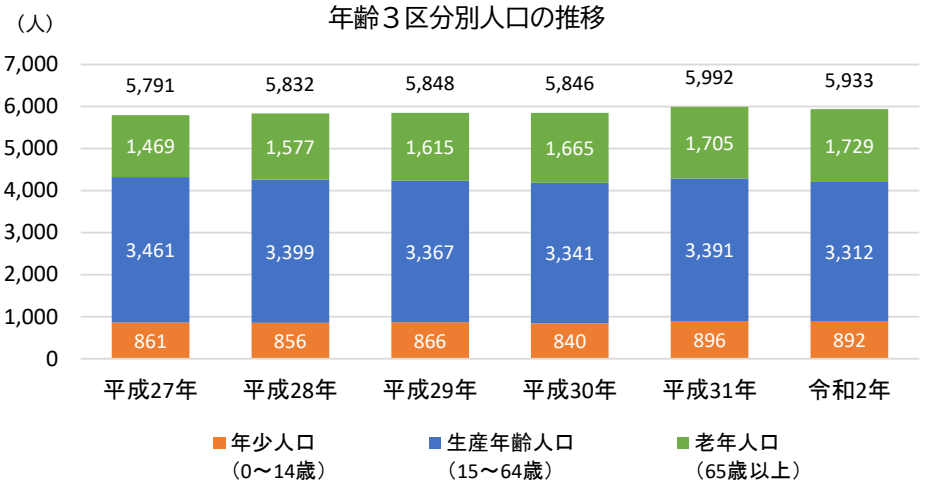

出典：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）

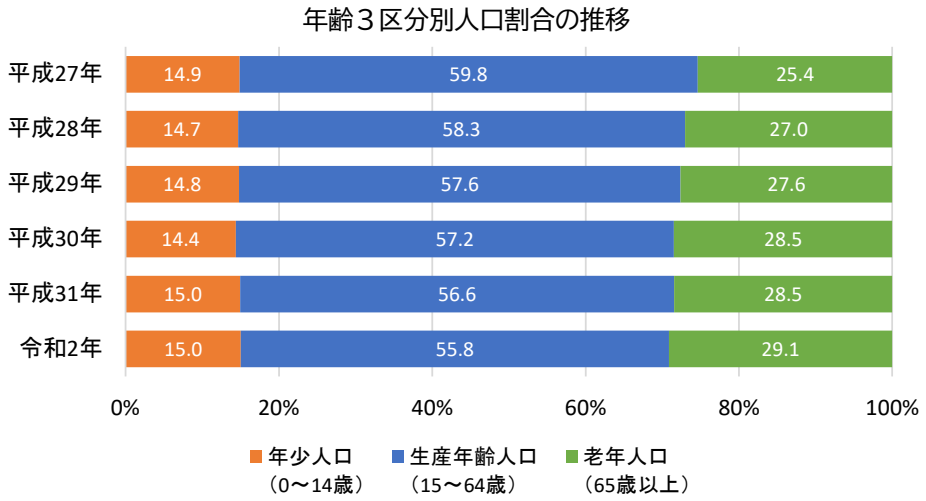

※四捨五入して表示している関係で、割合の合計が 100%にならない場合があります。

出典：住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）

（２）世帯の状況

本村の世帯数は増加傾向にあり、令和２年で 2,111 世帯となっています。１世帯あたり人員は減少してきており、核家族化や一人暮らし世帯の増加がうかがえます。

国勢調査から世帯構成の推移をみると、特に、工場従業者等のひとり暮らし世帯が大きく増加しており、全体に占める割合も上昇してきています。

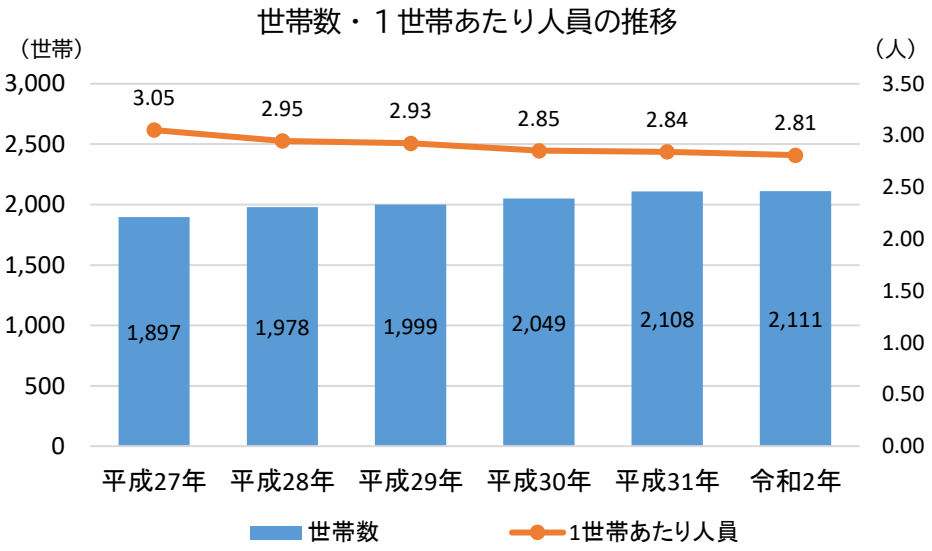

出典：住民基本台帳人口（各年４月１日現在）

世帯構成の推移

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	1,500	1,483	1,742
核家族世帯	710	712	842
（うちひとり親）	(126)	(138)	(150)
単独世帯	172	205	369
（うち高齢者）	(60)	(91)	(107)
その他世帯	618	566	531

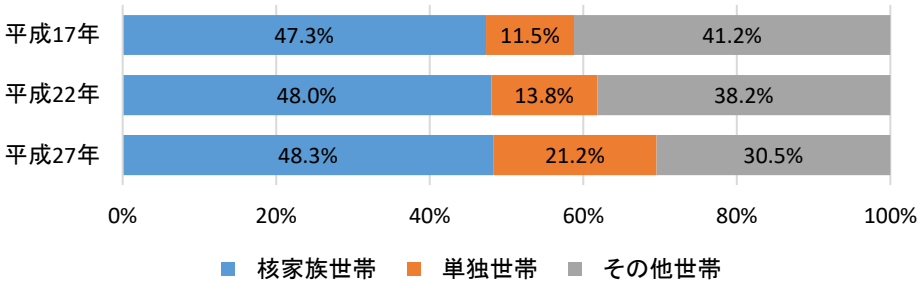

出典：国勢調査

２　就労の状況

（１）労働力率

本村の労働力率を性別・年齢別にみると、女性の労働力率は、平成 22 年から平成 27 年の５年間で、20－24 歳で低下し、30 歳代で上昇しており、いわゆるM字カーブ*はゆるやかになっています。

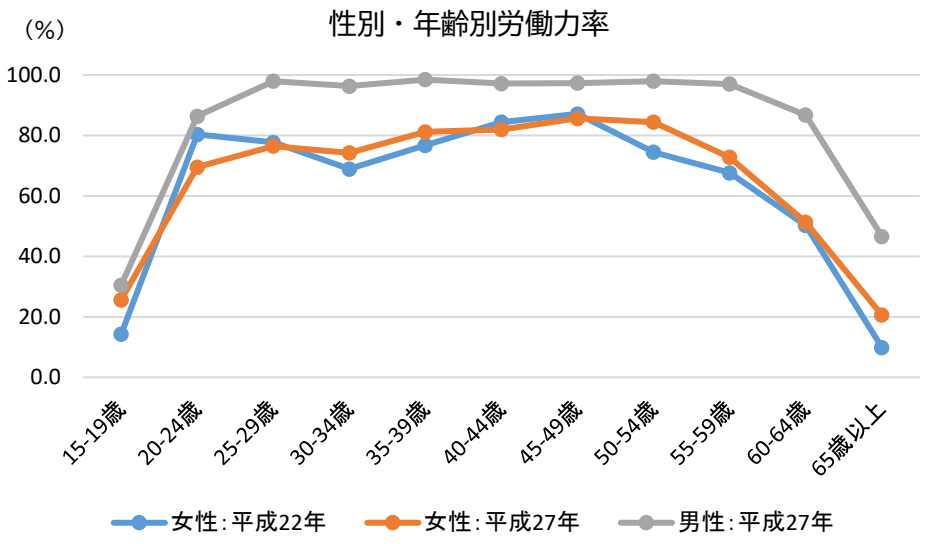

出典：国勢調査

（２）就業上の地位

就業上の地位を性別にみると、女性は男性に比べて、正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイト等の割合が高くなっています。平成 22 年から平成 27 年の５年間では、女性の正規職員・従業員の割合が減少し、パート・アルバイトの割合が増加しています。

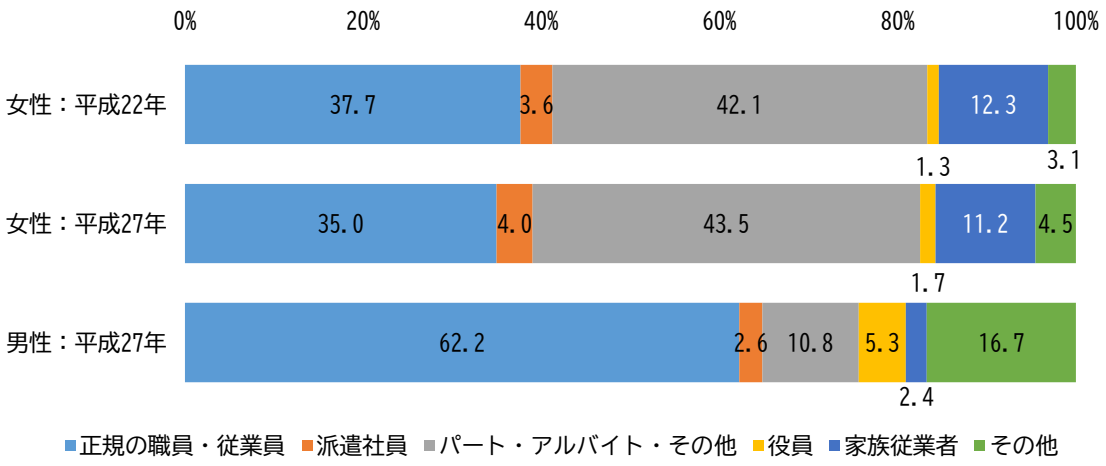

※四捨五入して表示している関係で、割合の合計が 100%にならない場合があります。

出典：国勢調査

3　婚姻・離婚の状況

（１）婚姻・離婚件数・率

本村の婚姻・離婚の状況をみると、平成 22 年以降、年間 15 件から 32 件の婚姻がある一方、８件から 20 件の離婚があります。婚姻件数の４割から５割が離婚しており、年によっては離婚件数が婚姻件数を上回っています。

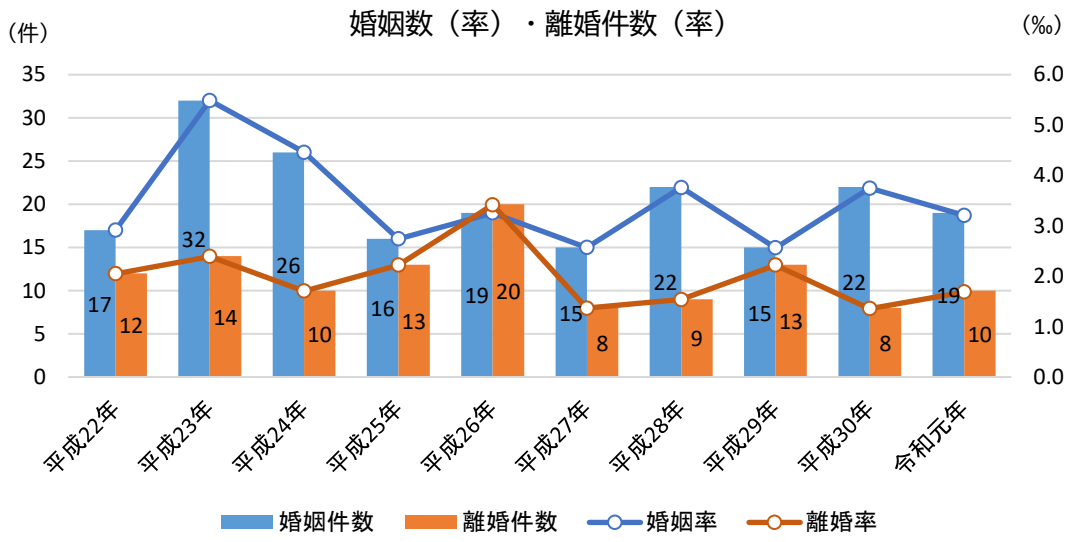

出典：人口動態統計

（２）未婚率

性別・年齢別の未婚率の推移をみると、女性、男性ともに未婚率が上昇傾向にあります。特に 25～29 歳で未婚率の上昇が大きく、未婚化と併せて晩婚化が進んでいます。

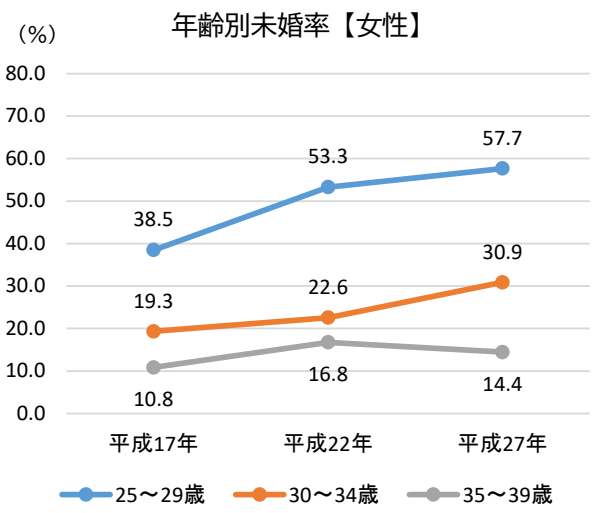

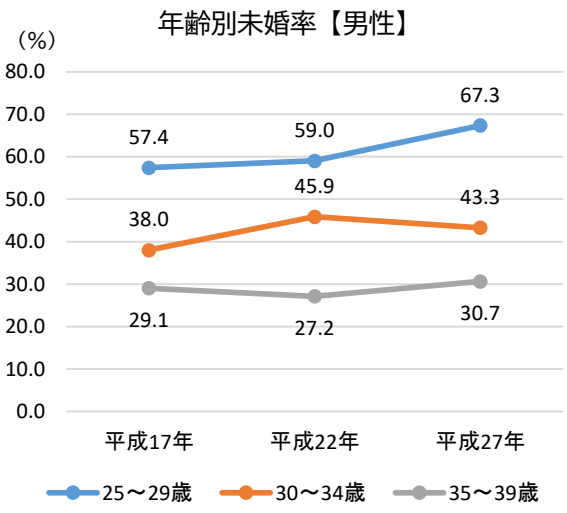

出典：国勢調査

４　各分野の女性の参画状況

（１）公務員女性管理職

本村の公務員の管理職に占める女性の人数は 12 人中２人で、全体に占める割合は 16.7%となっています。これは県内 35 市町村中 19 番目の高さとなっています。

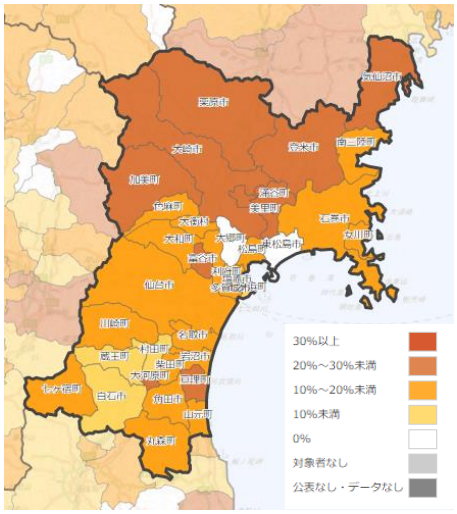

大衡村

16.7%

２人/12 人

19 位/35 市町村中

H28	H29	H30	R1
22.2%	30.0%	23.1%	23.1%
2人	3人	3人	3人

出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

（２）村議会議員

本村議会議員 12 人のうち、女性議員は２人で、全体に占める割合は 16.7%となっています。これは県内 35 市町村中８番目の高さとなっています。

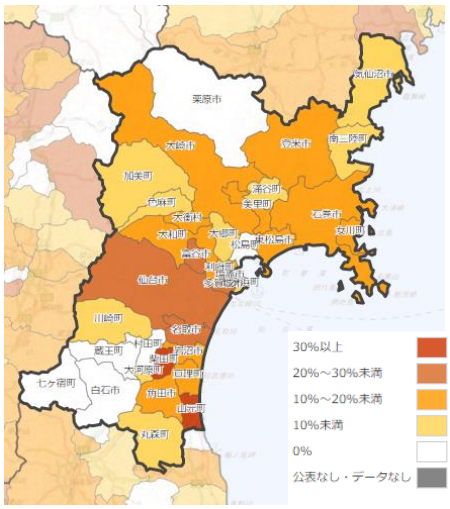

大衡村

16.7%

２人/12 人

８位/35 市町村中

H28	H29	H30	R1
7.1%	8.3%	8.3%	16.7%
1人	1人	1人	2人

出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ」

（３）審議会委員

令和２年度における本村の審議会委員 142 人のうち女性の人数は 33 人で、全体に占める割合は 23.2%となっています。これは県内 35 市町村中 21 番目の高さとなっています。

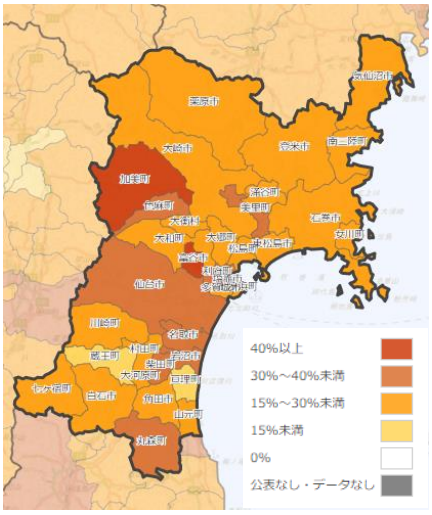

大衡村

23.2%

33 人/142 人

21 位/35 市町村中

H28	H29	H30	R1
－	21.3%	22.0%	32.8%
－	27人	26人	42人

出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ

（４）行政区長

本村の行政区長 14 人のうち、女性の行政区長はいません。

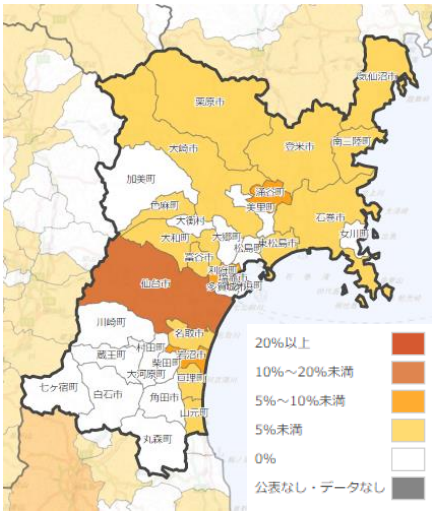

大衡村

0.0%

0 人/14 人

19 位/35 市町村中

H28	H29	H30	R1
－	0.0%	0.0%	0.0%
－	0人	0人	0人

出典：内閣府「市区町村女性参画状況見える化マップ

5　住民意識調査の概要

（１）調査の概要

計画の策定にあたり、村民の男女共同参画に対する考え方等を把握するため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

○ 調査対象：18 歳以上の村民　2,000 人（無作為抽出）
○ 調査期間：令和２年 12 月２日 ～ 令和２年 12 月 18 日
○ 調査方法：郵送配付・回収
○ 配付・回収：

配付数	回収数	回収率
2,000 票	846 票	42.3%

（２）男女平等意識について

各場面における男女平等の状況をうかがったところ、「平等になっている」の割合が高い項目は、「学校教育の場」（44.6%）「家庭生活」（38.7%）「職場（仕事の場）」（30.9%）「自治会などの地域活動の場」（28.6%）「法律や制度上」（28.4%）などとなっています。

一方、「男性のほうが優遇（非常に＋どちらかといえば）」が高い項目は、「社会通念・慣習・しきたり」（61.9%）「政治の場」（61.3%）「社会全体」（60.3%）などとなっています。

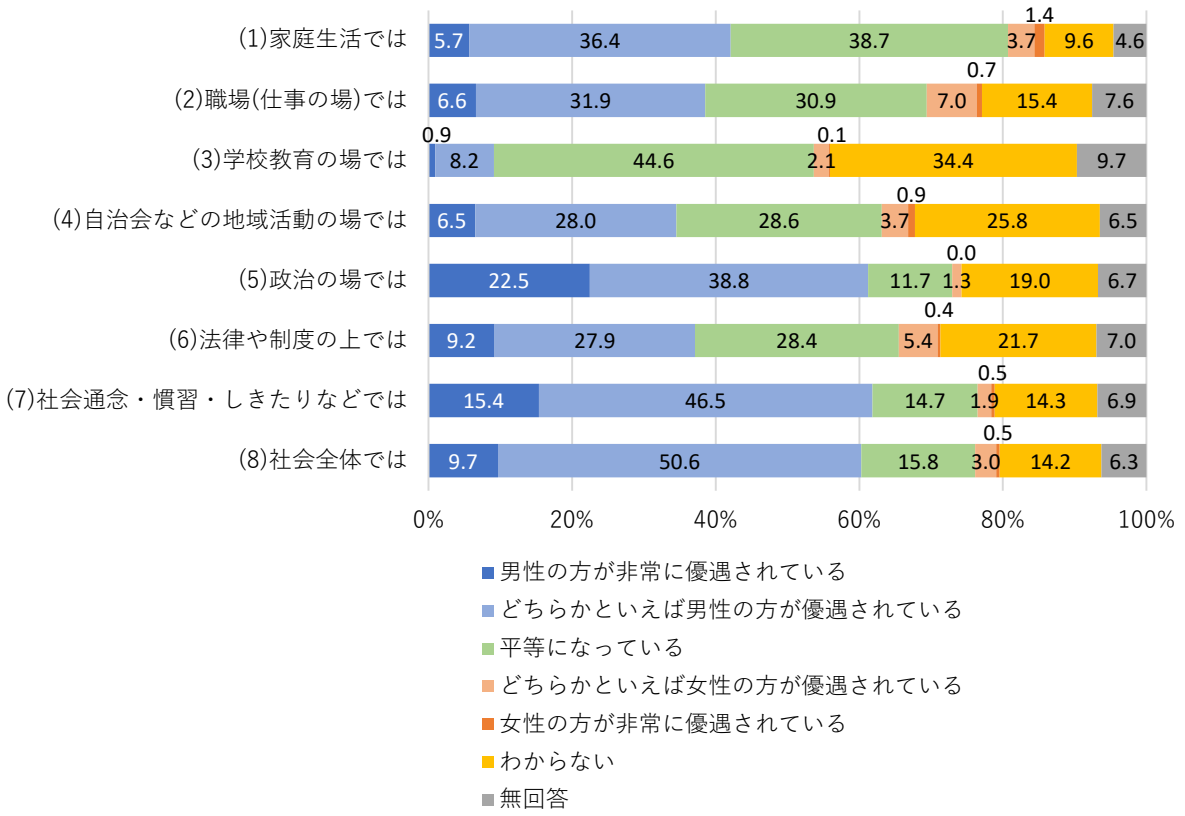

※四捨五入して表示している関係で、割合の合計が 100%にならない場合があります。

■仕事と家庭生活のバランスについて

仕事と家庭生活のバランスについて、希望と現実をうかがったところ、約７割の人が「仕事と家庭生活の両立」を希望しているものの、現実には３割半ばにとどまり、４割以上の人は「仕事を優先」していると回答しています。

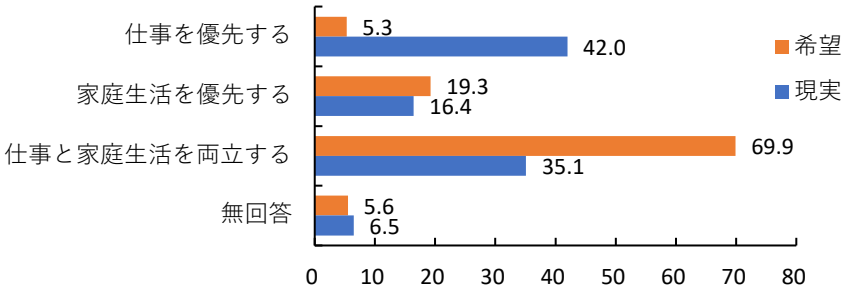

※四捨五入して表示している関係で、割合の合計が 100%にならない場合があります。

■ハラスメント・ＤＶの経験の有無

各種ハラスメントやＤＶの経験の有無についてうかがったところ、自分が「パワハラ」を受けたことがある人が約２割、「セクハラ」、「ＤＶ」を受けたことがある人が約１割となっています。

また、自分のまわりで「パワハラ」を受けた人がいる人は約２割、「セクハラ」、「ＤＶ」を受けた人がいる人は１割強となっています。

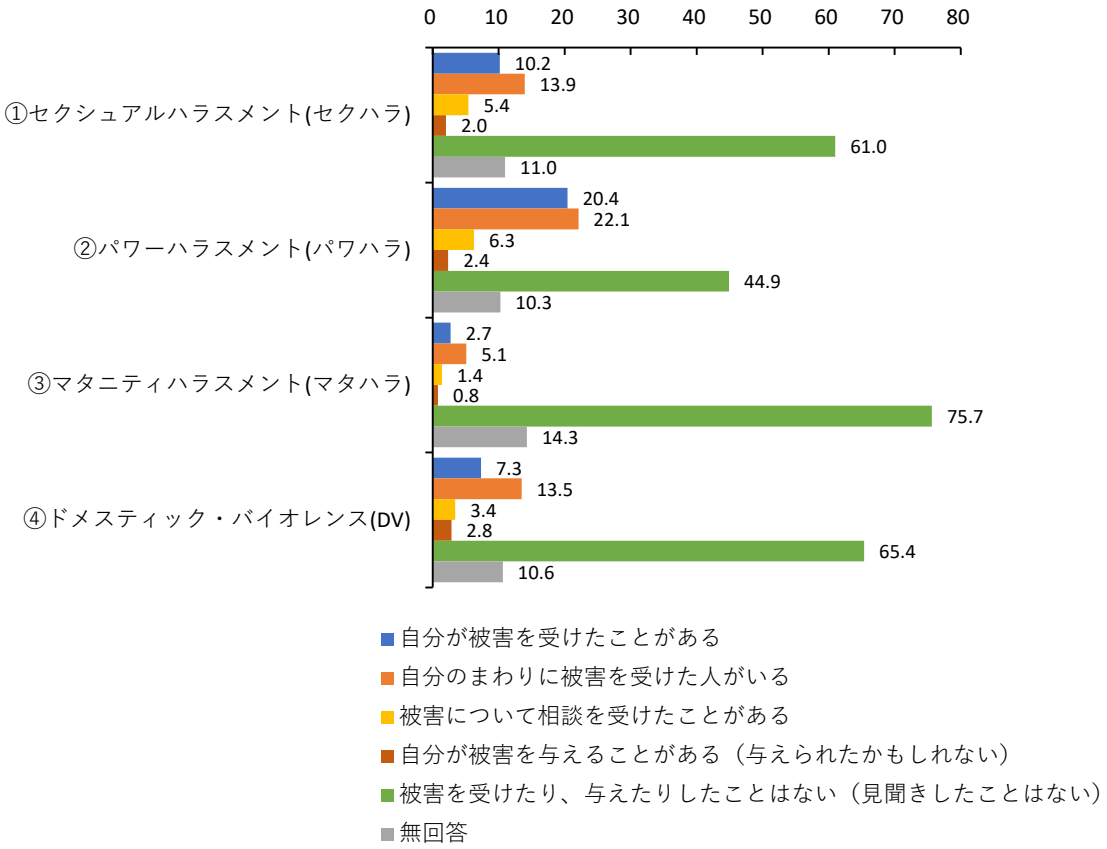

6　男女共同参画社会の形成に向けた課題

（１）女性の積極的な登用の促進と活躍しやすい環境づくり

〇政策・意思決定での女性の積極的な登用・参画を促進していく必要があります。

〇希望する働き方が実現できるための雇用・就労環境の整備を促進するとともに、仕事と家庭生活の両立の実現に向けた支援の充実を図る必要があります。

〇地域における多様な活動等を通じて、男女がともに協力し、支え合う地域社会づくりのさらなる推進が必要です。

〇災害時における女性と男性のニーズの違いに配慮し、女性の視点による防災対策や避難所運営等のさらなる推進を図るため、防災分野での女性のより一層の参画・活躍が求められています。

（２）あらゆる暴力の根絶と安全・安心な暮らしの確保

〇性や暴力、ハラスメント等に対する正しい知識の習得や理解を深め、人権が守られ、性暴力を根絶するための取組を推進する必要があります。

〇関係機関・団体等と連携し、暴力等の実態の把握、被害の早期発見に努めるとともに、相談しやすい体制づくりや被害者の保護に向けた連携強化を図る必要があります。

〇新型コロナウイルス感染拡大による環境変化に対し、特に影響を受けやすい女性が安心して生活できるための支援の充実を図る必要があります。

（３）男女共同参画推進体制、基盤の強化

〇男女共同参画が進まないことの根底に、長年にわたり形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、固定観念が存在することから、男女双方の意識改革と理解の促進を図る必要があります。

〇様々な機会を通じて、村民や関係団体、企業、行政における男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる場面で男女共同参画の視点による取組がなされる土壌づくりが必要です。

〇男女共同参画推進の取組を牽引する人材、リーダー等の育成・確保を図るとともに、地域における男女共同参画を推進する活動を促進していく必要があります。

〇性的マイノリティや多様な価値観・文化等への理解など、多様性を認め合う地域社会づくりに向けた取組を推進する必要があります。

第３章

計画の基本的な方向性

第３章　計画の基本的な方向性

１　基本理念

男女共同参画社会基本法に定められた「男女共同参画社会の形成」の実現に向け、同法及び宮城県男女共同参画推進条例における基本理念や大衡村総合計画に示されたまちづくりの方向性等を踏まえ、男女がお互いを尊重し合い、共に支え合いながら、性別にかかわらず、多様な生き方を選択でき、様々な場面でその能力を発揮し、誰もが生涯にわたり笑顔で安心して暮らしていくことができる村を目指します。

男女がお互いを尊重し、思いやり、
共に輝く万葉の里・おおひら

２　基本目標

基本理念の実現に向け、以下の５つの基本目標を掲げます。

基本目標１　男女共同参画社会の基盤づくり

男女共同参画を推進するための基盤を整えるため、社会の構成員の半数を占める女性の政策・方針決定の場への参加を促進するとともに、男女共同参画意識の醸成や多様な性についての理解を深めます。また、本村における男女共同参画の推進体制の強化を図ります。

基本目標２　家庭生活における男女共同参画

男女が協力し、共に責任を担いながら家庭生活を送るための取組を推進するとともに、育児や介護等を地域全体で支える環境づくりを推進します。また、男女の人権が守られ、生涯を通じて健康で過ごすことができるための支援の充実を図ります。

基本目標３　学校教育における男女共同参画

学校において、男女共同参画の意義について理解を深め、性別にかかわらず多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図ります。また、性に対する正しい知識を身につけ、自分や他者を大切にし、尊重することのできる教育を推進します。

基本目標４　職場における男女共同参画

女性がその能力を十分に発揮できる職場づくりと積極的な登用を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現する多様な働き方が可能な雇用環境の整備を促進します。また、職場における各種ハラスメントの防止に向けた取組を推進します。

基本目標５　地域社会における男女共同参画

地域における様々な活動において、男女共同参画の視点が取り入れられ、女性が活躍する地域活動を推進します。また、性別や年齢、障害の有無や国籍等に関わらず、誰もが地域で安心して自立した生活をしていくことのできる環境づくりを推進します。

３　施策体系

基本目標 1　男女共同参画社会の基盤づくり

- 1-1　政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 1-2　男女共同参画意識の啓発
- 1-3　多様性を認め合い、支え合う社会の形成
- 1-4　男女共同参画推進体制の強化

基本目標 2　家庭生活における男女共同参画

- 2-1　男女が協力し共に築く家庭生活への支援
- 2-2　育児・介護に対する社会的支援の充実
- 2-3　生涯を通じた健康支援
- 2-4　女性に対するあらゆる暴力の根絶

基本目標 3　学校教育における男女共同参画

- 3-1　男女共同参画に関する理解の促進
- 3-2　キャリア教育の推進
- 3-3　思春期保健・健康づくりの推進

基本目標 4　職場における男女共同参画

- 4-1　職場における女性活躍の推進
- 4-2　ワーク・ライフ・バランスの推進
- 4-3　安心して働くことができる環境づくりの促進
- 4-4　農林業・商工自営業における男女共同参画の推進

基本目標 5　地域社会における男女共同参画

- 5-1　地域活動における男女共同参画の促進
- 5-2　防災における男女共同参画の推進
- 5-3　多様な困難を抱える女性等への支援
- 5-4　高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

第４章

施策の展開

第４章　施策の展開

基本目標１　男女共同参画社会の基盤づくり

１－１　政策・方針決定過程への女性の参画の促進

［目指す姿］

女性が活躍し、その能力を発揮できる地域社会が形成され、各種制度や政策、経営等の方針決定の場において多くの女性が積極的に登用され、多様な視点や意見が反映されています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
審議会等における女性委員の割合	23.2%	30%以上
村役場係長級以上における女性の割合	38.9%	40%以上
政治の場で「平等になっている」と思う村民の割合	11.7%	20%以上

［現状と課題］

男女共同参画社会を形成していくためには、政策や方針過程において、あらゆる分野で女性の視点を取り入れていくことが重要です。

本村では、審議会等における女性委員の割合が２～３割にとどまっていますが、総合計画審議会では委員 14 人中５人が女性で、レディース委員会を開くなど女性の意見を積極的に取り入れるための工夫を行っています。

住民意識調査では、政治の場で男女が平等になっていると回答している人は 11.7%と、他の分野に比べても低くなっています。男女共同参画社会の形成に向けた基盤を強化していくためにも、人材確保やポジティブ・アクション（積極的改善措置）に対する理解を深めつつ、より一層の女性の登用を進めていく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
附属機関における女性委員の登用の推進	各種審議会・委員会等附属機関への女性委員の積極的な登用を進めます。併せて、参加することに対する職場や周囲の理解を促進します。
係長、課長補佐級への積極的な女性職員の登用	本人の意欲や能力を重視した人事配置を基本としたうえで、係長、課長補佐級への登用を積極的に行います。
女性活躍推進のための研修の実施	研修を通して自らの経歴・経験について考える機会を提供し、更なる意欲喚起を図り、能力発揮を支援します。

1－2　男女共同参画意識の啓発

［目指す姿］

学校教育や生涯学習、広報・啓発活動等を通じて、住民や地域団体、企業・事業所等において、男女共同参画の重要性について認識を深め、その実現に向けて取り組んでいます。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
男女共同参画に関する講座・講演会等の開催回数・参加人数（年間）	実施なし	1 回・50 人

［現状と課題］

男女共同参画社会の形成には、村民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、その重要性を認識していくとともに、身近な問題として捉え、実践できることが重要です。

本村では、男女共同参画に関する啓発チラシを作成・配布し、男女共同参画に関する知識の普及や理解促進を図っています。また、村内の任意団体である「大衡村男女共同参画推進の会」との意見交換や広報誌発行の支援等を行っています。

住民意識調査の結果をみると、今後、村が開催する男女共同参画に関するセミナーやイベント、生涯学習等に参加意向を示す人は約４割となっています。関係団体等と連携し、各種啓発事業を推進していくことが求められています。

［主な取組］

取組名	概　要
講演会・セミナー等の開催	男女共同参画をテーマとした講演会やセミナー、生涯学習等を開催します。
多様な媒体を通じた啓発	村ホームページや公式ＳＮＳ、チラシ・パンフレット等を通じて、男女共同参画に関する情報発信や啓発を行います。
男女共同参画推進の会の活動支援	任意団体である「大衡村男女共同参画推進の会」が行う活動を支援するとともに、連携した取組を推進します。

１-３　多様性を認め合い、支え合う社会の形成

［目指す姿］

性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ＋）や性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）に対する理解が深まり、また、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見なく、社会全体が多様性を認め合っています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ＋）という言葉の意味を知っている人の割合（よく＋少しは）	43.8%	50%以上

［現状と課題］

近年、性的マイノリティや性的指向・性自認に対する意識・関心が高まっており、一人ひとりの個性を尊重し、また、それらを理由として差別的な扱いをされることなく、自分らしく安心して暮らしていくことができる社会の形成が求められています。

住民意識調査では、「ＬＧＢＴＱ＋」「性的マイノリティ」という言葉を全く知らない人が３割以上と高くなっています。また、多様な性の人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要なこととして「多様な性の人たちに配慮した社会制度の整備」が約５割で最も高くなっています。

本村においても、村民や職員等における多様な性に対する理解を深めるための取組とともに、多様な性の人たちに配慮した各種制度についても検討していく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
性的マイノリティ等に関する啓発事業の実施	性的マイノリティや性的指向・性自認等に関する講演会や生涯学習、出前講座等を開催します。
性的マイノリティ等に関する職員の理解促進	研修等を通じて、性的マイノリティや性的指向・性自認に対する職員の理解促進を図ります。
多様な性に配慮した各種制度の検討	他自治体の動向等を調査研究しつつ、本村における多様な性に配慮した各種制度について検討します。

１-４　男女共同参画推進体制の強化

［目指す姿］

関係機関や地域団体等において、連携・協働しながら、男女共同参画に向けた取組が活性化されています。また、庁内の各部署において、男女共同参画の視点による施策・事業が推進されています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
大衡村男女共同参画条例の制定	－	制定

［現状と課題］

地域ぐるみで男女共同参画社会を推進していくためには、村民をはじめ、地域団体や企業・事業所での取組が欠かせません。

村内には、任意団体である「大衡村男女共同参画推進の会」が広報誌を発行するなど各種活動を行っており、村はその活動を支援しています。

また、宮城県では、男女共同参画推進条例を制定し、県や県民、事業者の責務を定めるとともに、拠点施設の整備やＮＰＯの活動支援、施策の実施状況の報告など推進体制の方向性を示しています。

本村においても、男女共同参画社会の形成に向けた計画的な取組を推進するとともに、地域ぐるみで男女共同参画を推進するための仕組みづくりを進めていく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
男女共同参画計画検討委員会の運営	本計画の進捗状況の確認、評価など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するための組織として男女共同参画計画検討委員会を運営します。
男女共同参画推進団体の活動支援	村内で男女共同参画社会の形成に向けて取り組む各種団体の活動を支援します。
大衡村男女共同参画条例の制定	本村の男女共同参画における基本理念や各主体の責務・役割、施策の基本的な方向性等を示す大衡村男女共同参画条例を制定します。

基本目標２　家庭生活における男女共同参画

２-１　男女が協力し共に築く家庭生活への支援

［目指す姿］

性別にかかわらず、家族が協力し合いながら、それぞれが責任を担って家庭生活を築いています。特に、女性に負担が偏りがちな家事等について、男性が積極的に参画しています。

［指　標］

項　　目		現状値	目標値
夫婦または父母が協力して担っている人の割合	日常の家事	13.2%	70%以上
	家族の介護や看護	14.1%	75%以上
	子育て	30.0%	80%以上

［現状と課題］

家庭生活は、より身近な男女共同参画の場であり、家庭内での理解を深めることが不可欠です。新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの推進は、家庭内における役割分担の見直しの契機ともなっています。

住民意識調査では、家事や介護、子育て等について、６～７割の人が「夫婦または父母が協力して担う」のが理想だと回答していますが、実際には女性が担っている状況がうかがえ、特に家事は「主に妻または女性が担っている」家庭が７割以上となっています。

家庭内でコミュニケーションを深めるための意識啓発を図るとともに、男性が積極的に家事等を実践することができるよう、知識・技術の習得やきっかけづくりなどの支援を行っていく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
多様な媒体を通じた啓発（再掲）	村ホームページや公式ＳＮＳ、チラシ・パンフレット等を通じて、男女共同参画に関する情報発信や啓発を行います。
家庭科の授業における知識・技術の習得	家庭科の授業を通じて、子どもの頃から男女にかかわらず家族の一員として家事を担う習慣づけを図ります。
プレパパ・ママ教室の開催	出産を控えた妊婦及びその夫が、親としての心構えやパートナーシップについて学ぶ機会を創出します。

2-2　育児・介護に対する社会的支援の充実

［目指す姿］

家庭生活での男女共同参画が実現され、育児や介護等において負担を抱えている家族を支えるための支援が行き届き、また、地域全体で育児や介護を支えています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
子育て世代包括支援センター相談件数（年間）	86 件	100 件
介護者相談（みかんカフェ）開催回数（月間）	1 回	2 回

［現状と課題］

核家族化や近隣関係の希薄化等に伴い、家庭における育児や介護にかかる負担が大きくなっています。また、住民意識調査の結果をみると、１割強の人が子育てと介護を同時に行っており、主に子どもの母親もしくは祖母が担っています。

育児・介護を社会全体で支えるため、子育て支援制度や介護保険制度等に基づく支援・サービスが展開されています。本村においても、子育て世代包括支援センターや子育て支援センター、地域包括支援センター等を設置し、専門的な相談支援を行っています。

引き続き、ニーズに応じた質の高い保育・介護サービスの充実に努め、育児や介護にかかる負担を軽減することにより、性別にかかわらず自分らしく暮らしていくことができるための支援を図っていく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
サービス利用の啓発	育児や介護を支援する各種サービスについて、必要な人が利用できるよう、各種制度・事業等の周知や利用に向けた啓発等を行います。
相談支援体制の充実	育児・介護について、一人ひとりや各家庭の状況に応じ寄り添った支援を行うための相談支援体制の充実を図ります。
住民相互による支え合い活動の推進	日常生活支援総合事業など、住民主体による相互の支え合い活動を推進します。

２-３　生涯を通じた健康支援

［目指す姿］

男女がお互いの性差に応じた健康について理解・認識を深め、特に女性が、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各期において健康を保っています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
子宮頸がん・乳がん検診受診率	23.2%・18.9%	24.6%・36.5%

［現状と課題］

性別や年齢によって疾病の状況が異なることから、それぞれに応じた健康支援が必要です。また、女性については、心身の状況が年代に応じて大きく変化するという特性があり、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に基づき、生涯を通じて切れ目のない支援を図っていく必要があります。

本村では、第二次おおひら健康プラン２１において、性差やライフステージの健康課題の特徴に基づく包括的な健康づくりに取り組んでいます。また、各種母子保健事業を通じて妊娠・出産に対する支援を行うとともに、疾病の早期発見・早期治療につなげられるよう、各種健診・検診の受診率向上を図っています。

今後も、各種事業の充実により生涯を通じた健康支援を行うとともに、性差による心身の健康の状態の違い、年代による変化等について理解を深め、お互いに思いやることのできる環境づくりを推進していくことが重要です。

［主な取組］

取組名	概　要
包括的な健康支援のための取組の推進	おおひら健康プラン等に基づき、男女における各年代の健康課題を踏まえた健康づくりを推進します。
妊娠・出産時の健康支援	母子手帳交付時に妊娠期の生活・食事等についての保健指導を実施するとともに、新生児訪問で児の発育・発達確認と併せ、産婦の体調確認、メンタルフォローを行います。
各種健診・検診の実施及び受診促進	各種健診・検診について、受診しやすい環境づくりに努め、疾病の早期発見・治療につなげます。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する考え方を浸透させ、男女が正しい知識・情報に基づき認識を深めるための取組を推進します。

2-4　女性に対するあらゆる暴力の根絶

［目指す姿］

ＤＶや性犯罪などの暴力は心身を著しく傷つける重大な人権侵害であり、決して容認しないという社会的認識が醸成されています。また、発生を防ぐための環境や被害に遭った場合の相談支援体制が整っています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
自身や周りの人がＤＶを受けたことがある人の割合	20.8%	０%
ＤＶの経験や見聞きしたことをだれ（どこ）にも相談しなかった人の割合	21.4%	０%

［現状と課題］

ＤＶや性犯罪などの暴力は重大な人権侵害であり、配偶者や被害者の心身を著しく傷つけるものです。また、近年はＳＮＳの広がり等により、暴力の多様化や若年層への被害拡大もみられます。一方でＤＶや性犯罪は被害にあったことを隠したり、相談できないケースも多く、実態が見えにくいものとなっています。

住民意識調査でも、全体の約２割、女性の３割弱の人が自分もしくは自分のまわりの人が被害を受けたことがあると回答していますが、公的機関に相談した人の割合は低く、２割強の人は誰にも相談していない状況です。

本村では、人権相談等において相談を受け付けているほか、県発行のリーフレット等を活用し、意識啓発及び相談窓口の周知を図っています。また、大衡村防犯協会及び支部防犯婦人部により、暴力行為の根絶等社会規範の高揚を図っています。

あらゆる暴力を容認しない認識の醸成とあわせ、相談しやすい環境づくりや窓口での適切な対応、専門的な相談窓口・支援制度等の周知を図っていく必要があります。また、関係機関・団体等と連携し、ＳＮＳによる犯罪被害防止、デートＤＶ防止など、若年層への意識啓発を図っていく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
相談しやすい環境・体制の充実	村が実施する人権相談をはじめ、各種相談窓口や支援制度等の周知を図るとともに、ＳＮＳを活用するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。
暴力を許さない社会規範の醸成	関係団体等と連携し、暴力を許さない社会づくりの推進や地域で見守り、早期発見につなげるための取組を推進します。
若年層への意識啓発	家庭や学校教育等において、ＳＮＳの利用におけるリスクを啓発するなど、犯罪被害やデートＤＶを防ぐための教育・啓発を促進します。

基本目標３　学校教育における男女共同参画

３-１　男女共同参画に関する理解の促進

［目指す姿］

学校教育を通じて、児童・生徒が人権及び男女共同参画に関する意識を高め、よりよい人間関係を築く力を育んでいます。また、教職員や保護者等が男女共同参画に関する理解を深めています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
学校教育の場で「平等になっている」と思う村民の割合	44.6%	50%以上

［現状と課題］

性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みは、幼少の頃から長年にわたり形成されるものであり、子どもの頃から固定的な役割分担意識を植え付けないことが重要です。

住民意識調査の結果では、学校教育の場が「平等になっている」と回答した人の割合が高くなっています。また、男女共同参画を積極的に進めるために行政が力を入れるべきこととして「学校での男女共同参画についての教育を充実する」の割合が最も高くなっています。

本村の学校では、社会科や道徳の授業等において平等教育を実施するほか、外部講師を招いての人権教育を実施しています。

引き続き、学校教育において、男女共同参画の視点を持った取組を推進し、性別にかかわらずその能力や個性を発揮できる教育を推進するとともに、様々な学習・体験を通じて、お互いを思いやり、尊重できる心の醸成を図っていくことが重要です。併せて、性的マイノリティに対する理解を深め、性の多様性を尊重する環境づくりが必要です。

［主な取組］

取組名	概　要
人権・男女共同参画に関する教育の推進	授業等において、人権や男女共同参画に関する意識を高め、かつ自立意識を育む教育を推進します。
人とのかかわりを重視した学習の充実	多様な人とのかかわりを重視した学習・体験を通じて、自己理解、他者理解を深化させ、よりよい人間関係を築く力を養います。
教職員、保護者等の男女共同参画、性の多様性に関する理解促進	男女平等の理念を推進し、性の多様性を尊重した教育・学習の一層の充実を図るため、教職員や保護者における理解促進のための取組を推進します。

3-2　キャリア教育の推進

［目指す姿］

児童・生徒が性別にかかわらず、主体的に進路・職業を選択し、また幅広い分野で能力や個性を発揮することができる力が育まれています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
児童・生徒の職業体験機会の回数（年間）	1 回	2 回

［現状と課題］

女性も男性も一人ひとりが、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きていくことができるためには、性別にかかわらず将来の希望を持ち、その実現に向けた進路を選ぶことができる教育を推進していくことが重要です。

住民意識調査では、望ましい子どもの育て方として「男女共に、社会人として自立できるように育てる」の割合が最も高くなっており、男性が主たる稼ぎ手であるべきという固定概念にとらわれない教育を推進していくことが求められています。

未来を担う子どもたちが、職業、結婚、出産等を見据えた自身のキャリア形成ができるような情報提供や進路指導、意識啓発が必要です。

［主な取組］

取組名	概　要
みやぎの志教育の推進	人や社会とかかわる中で社会性や勤労観を養い、集団や社会の中で果たすべき自己の役割を考えさせながら、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に求めさせていく「みやぎの志教育」を推進します。
職業体験機会の充実	地域の協力を得ながら、学校教育の中で、様々な職業について知り、体験できる場の充実に努めます。
性別にとらわれない進路指導	児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、進路を選択できるよう、性別にとらわれない進路指導やキャリア形成に向けた情報提供等を行います。

3-3　思春期保健・健康づくりの推進

［目指す姿］

児童・生徒が自分自身を大切にし、心身の健康を保つことができるよう、健康及び性に関する正しい知識及び情報を身につけています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
児童・生徒に対する思春期保健・健康づくりに関する啓発活動	－	１回以上

［現状と課題］

スマートフォンの普及等に伴い、性に関する情報に容易にふれることができる環境となっており、生命の尊さを学び、生命を大切にする教育、自分や相手、一人ひとりを尊重する教育が求められています。また、10 代から 20 代前半は、生涯にわたる健康の基盤となる心身の健康を形成する上で大切な時期であり、栄養や体重管理をはじめヘルスリテラシーを習得していくことが重要です。

学童・思春期における心身の変化や性感染症予防、妊娠・出産、睡眠・栄養・運動・低体重・肥満・喫煙など生涯を見通した健康づくりに関する正しい知識について、子どもの発達段階に配慮した教育を推進していく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
思春期保健の充実	思春期における心身の健康に向けた正しい知識の普及や生命の大切さ、自分自身を大切にすることに対する理解を深める教育を推進します。
性や健康に関する相談体制の充実	性や思春期における心身の健康に悩みを抱える児童・生徒に対し、適切かつきめ細かな対応を行うとともに、専門職による相談やＳＮＳによる相談受付など相談体制の充実を図ります。
赤ちゃんとふれあう機会の創出	児童・生徒が実際に赤ちゃんを抱っこしたり、母親や父親から赤ちゃんについて話を聞いたりする体験機会の創出を図ります。

基本目標４　職場における男女共同参画

４-１　職場における女性活躍の推進

［目指す姿］

男女の均等な機会及び待遇が実質的に確保され、女性がその個性と能力を発揮しています。また、女性の職域の拡大、管理職への積極的な登用等により、活躍の場が増えています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
職場（仕事の場）で「平等になっている」と思う村民の割合	30.9%	40%以上

［現状と課題］

就労は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済の活性化の点からもダイバーシティの推進や多様な視点によるイノベーションの促進は重要な意義を持つものです。

住民意識調査をみると、職場（仕事の場）で男性の方が優遇されていると思う人は４割弱となっています。また、賃金や昇進・昇格に男女の差があり、配属場所が限られている、能力が正当に評価されていない、幹部職員に登用されにくい等の違いがあるとの回答が多くなっています。

性別にかかわらず一人ひとりの個性や能力を発揮できる社会を形成していくためにも、雇用機会均等法等の周知及び遵守に向けた啓発を行うとともに、職域の拡大や管理職への積極的な登用を促進するための取組を推進していく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
雇用・就労における男女共同参画に関する法令の周知	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など、雇用・就労における男女共同参画に関する各種法令について周知し、その遵守や積極的な取組を促進します。
国・県の各種制度に関する周知	事業者に対し、国の認定制度や県の認証・表彰制度についての情報提供を行い、積極的な取組を促進します。
企業や地域団体への啓発	企業や地域団体等に対し、様々な機会を通じて、女性の管理職や役職への積極的な登用に向けた啓発を行います。
女性活躍推進のための研修の実施（再掲）	研修を通して自らの経歴・経験について考える機会を提供し、更なる意欲喚起を図り、能力発揮を支援します。

4-2　ワーク・ライフ・バランスの推進

［目指す姿］

男性も含め、価値観や生活の状況に応じた柔軟な働き方を選択し、希望するワーク・ライフ・バランスを実現しています。

［指　標］

項　　目		現状値	目標値
育児休業・介護休業を取得したことがある村民の割合	育児休業	10.5%	15%以上
	介護休業	0.9%	3%以上
「仕事と家庭生活を両立している」割合の現実と理想との差		34.8%	30%以下

［現状と課題］

女性も男性も働きたい全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、希望に応じて働き続けることができ、その能力を十分に発揮できることが重要です。

住民意識調査の結果をみると、望ましい女性の働き方として、４割の人が「勤務条件を変えずに、ずっと働く」と回答していますが、実際には自身や配偶者が「勤務条件を変えずに、ずっと働いた」人は２割半ばとなっています。また、仕事と家庭生活のバランスについて、男性の７割半ば、女性の６割半ばが「仕事と家庭生活を両立する」ことを希望しつつも、現実には、男性の約６割、女性の約３割が「仕事を優先している」と回答しています。

出産・育児・介護等への対応も含め、性別にかかわらず、多様で柔軟な働き方を選択することができる職場環境づくりを促進していくことが必要です。

［主な取組］

取組名	概　要
ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	様々な機会や媒体を通じて、男性の働き方の見直しも含め、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。
育児休業・介護休業の取得促進	育児休業・介護休業制度の普及を図るとともに、制度を利用しやすい環境づくりを推進します。
村役場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	長時間労働の削減や育児・介護休業の取得促進、男性の子育て参画に向けた研修の実施等、役場職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

4-3　安心して働くことができる環境づくりの促進

［目指す姿］

セクハラやパワハラ、マタハラなど各種ハラスメントの防止に向けた取組が推進され、被害にあった場合に相談でき、適切に対応できる体制が整っています。

［指　標］

項　　目		現状値	目標値
ハラスメントの被害を受けたことがある人の割合	セクシュアルハラスメント	10.2%	0%
	パワーハラスメント	20.4%	0%
	マタニティハラスメント	2.7%	0%

［現状と課題］

性別にかかわらず、職場でその能力を発揮していくためには、性別を理由とした差別的扱いやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護休業等に関するハラスメント等のない職場環境の実現が不可欠です。

住民意識調査の結果をみると、セクハラでは約３割、パワハラでは約５割の人が、自分や周りの人が被害を受けたり、被害について相談されたことがあると回答しています。

各種ハラスメントを許容しない社会づくりやハラスメント防止に向けた職場での取組を促進するとともに、被害に遭った人が相談できる体制の強化を図っていく必要があります。

［主な取組］

取組名	概　要
ハラスメントのない職場づくりに向けた啓発	様々な機会・媒体を通じて、各種ハラスメントの防止に関する法令・制度の周知・啓発を図ります。
相談しやすい環境・体制の充実（再掲）	村が実施する人権相談をはじめ、各種相談窓口や支援制度等の周知を図るとともに、ＳＮＳを活用するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

４-４　農林業・商工自営業における男女共同参画の推進

［目指す姿］

重要な担い手である女性が経営活動や方針決定に関わり、その能力を発揮しやすく、男女が対等な立場で働くことができる環境が整っています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
家族経営協定締結数	2	3
農業委員会における女性委員の割合	25%	30%以上

［現状と課題］

農林業・商工業において女性は重要な役割を担っている一方で、指導的な地位や経営主の多数を男性が担っています。また、従業者数に占める女性の割合は低下傾向にあります。さらに、企業等で働く場合と異なり、女性は家族従業者として働いている場合が多く、労働時間や報酬、役割等があいまいになりがちです。

女性が安心して働き続けることができ、また、地域の農林業や商工業を発展、活性化していくためにも、女性の経営や方針決定過程への参画促進や働きやすい環境づくりを推進するとともに、新規就農や起業を支援していくことが重要です。

［主な取組］

取組名	概　要
家族経営協定の取組の推進	労働報酬の設定や休日の確保、役割分担の明確化など、家族経営協定を推進します。
農業委員会における女性委員の登用の推進	農業委員会への女性委員の積極的な登用を進めます。
女性の新規就農、起業に向けた支援	新規就農や起業等に向けた情報提供や相談受付、女性就農者・起業家同士の交流の場の創出等を図ります。

基本目標５　地域社会における男女共同参画

５－１　地域活動における男女共同参画の促進

［目指す姿］

行政区・地区会・地域団体やボランティア団体、各種サークルなど地域の各種団体において、男女が協力して運営し、性別にかかわらず誰もが参加できる活動が行われています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
何らかの地域活動に参加している女性の割合（※）	63.7%	70%以上
女性の行政区長の人数	０人	１人以上
自治会などの地域活動の場で「平等になっている」と思う村民の割合	28.6%	35%以上

（※）全体から「参加していない」「無回答」を引いた割合

［現状と課題］

活力があり、持続可能な地域社会にしていくためには、性別にかかわらず誰もが地域活動や地域づくりに参画していくことが重要です。

住民意識調査の結果をみると、女性のほうが男性に比べて地域活動に参加している人の割合が低く、また活動の種類も少なくなっています。また、すべての行政区で男性が会長となっており、固定的な性別役割分担意識もうかがえます。

性別にかかわらず、誰もが地域活動や地域づくりに参加できる地域づくりを推進するとともに、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、組織・団体における女性リーダーを増やしていくことが必要です。

［主な取組］

取組名	概　要
地域活動への参加促進	地域活動団体等と連携し、若い世代も含め、性別にかかわらず参加しやすい環境づくりに努めるとともに、活動内容を周知するなど、積極的な参加を促進します。
地域活動団体等の役員への女性の登用促進	地区会・地域団体や地域活動の中心を担う役員、指導者等への女性の登用について、各団体に働きかけます。
地域活動における女性リーダーの育成・確保	各種講座や研修、ワークショップ等の取組を通じて、地域活動においてリーダーとして活躍する女性人材の育成・確保に努めます。

５-２　防災における男女共同参画の推進

［目指す姿］

災害時において、男女共同参画の視点を踏まえた避難支援・避難生活や復旧・復興に向けた取組が行われるよう、多くの女性が登用され、活躍しています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
女性防災リーダーの人数	４人	10 人
女性消防団員の人数	０人	５人
防災会議における女性委員の割合	0%	30%以上

［現状と課題］

東日本大震災をはじめ多くの自然災害を経験し、改めて防災・復興において女性が主体的な担い手であることが認識されるとともに、災害時での女性への配慮、男女共同参画の視点の重要性が浮き彫りになっています。

住民意識調査の結果をみると、防災・復興対策において、より女性の活躍が必要な取組について、「防災訓練への参加」、「防災講座や防災研修など、防災知識の習得の場への参加」、「避難所運営における女性リーダーの配置」等が上位に来ています。

本村では、自主防災組織への加入促進や村総合防災訓練への婦人防火クラブ員、交通安全母の会会員の参加を促進するとともに、村地域防災計画や避難所運営マニュアルへ女性や育児ニーズに配慮した内容の掲載等を行っています。

引き続き、村や各自主防災組織が行う防災訓練への積極的な参加を呼び掛けるとともに、防災に関する出前講座の開催や大衡村防災会議等への女性の積極的な登用、女性を対象とした避難所運営訓練を行うなど､災害時における男女共同参画を推進していく必要があります。

［主な取組］

取組名	概要
防災訓練等への女性の参加促進	関係団体等と連携しながら、村総合防災訓練や自主防災組織が行う防災訓練等への女性の参加を促進します。
自主防災組織、消防団への女性の加入促進	関係団体等と連携しながら、自主防災組織や消防団への女性の加入を促進します。
防災会議への女性委員の登用	女性の視点や意見を反映させた防災対策を推進するため、大衡村防災会議への女性委員の積極的な登用を行います。
防災・復興対策における女性リーダーの育成・確保	各種講座や研修、訓練への参加等の取組を通じて、防災・復興対策においてリーダーとして活躍する女性人材の育成・確保に努めます。

5-3　多様な困難を抱える女性等への支援

［目指す姿］

ひとり親や貧困、生活上の困難に直面している女性等が、安心して自立した生活を送ることができるよう、就労や生活面において、一人ひとりに寄り添った支援が行われています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
宮城県女性相談センターを知っている人の割合	32.4%	50%以上

［現状と課題］

男性に比べ、女性の方が非正規雇用など不安定な雇用の状況にある人の割合が高く、貧困など生活上の困難に陥りやすい背景の一つになっています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れているといわれています。また、困難を抱えている人は、経済的困窮をはじめ、暴力による被害や精神的な困難、就労定着の困難、家庭における課題など複合的な課題を抱えている人も多く、一人ひとりの状況に応じた包括的な支援が求められています。さらに、こうした貧困の連鎖を断つためには、子どもの学習支援や居場所づくりなど、地域との関わりの中で自己肯定感や自立に向けた力を育んでいくことが重要です。

本村では、婚姻した人の３～５割程度が離婚しており、ひとり親家庭等に対する支援の充実が必要です。

引き続き、生活上の困難に直面している女性等に対し、男女共同参画の視点からきめ細かな支援を行っていく必要があります。

［主な取組］

取組名	概要
生活困窮者の自立支援	様々な困難を抱える人に対し、就労支援や生活支援、住居の確保など一人ひとりの状況に寄り添った包括的な支援を行います。
ひとり親家庭に対する支援の充実	ひとり親家庭が孤立せず自立した生活を送ることができるよう、生活支援や就労支援、学び直し支援などの支援を行います。
子どもの自立支援に向けた取組の推進	困難な状況に置かれている子どもたちが地域の中で様々な交流や体験を通して自己肯定感や自立に向けた力を育む学習支援や居場所づくりを推進します。
相談支援体制の充実	専門的な相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し、様々な困難を抱えている人の悩みや不安を受け止め、包括的な支援につなげることができる相談窓口の充実に努めます。

5-4　高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

［目指す姿］

高齢者や障害者、外国人等が経済的に自立し、社会的に孤立することなく、また、一人ひとりの個性や人権が尊重されながら、安心して暮らしています。

［指　標］

項　　目	現状値	目標値
いきいきサロン　開催回数・参加者数（年間）	10 回・610 人	10 回・640 人
成年後見制度に関する広報回数	－	年１回以上
もみじ会活動（村社協事業）　開催回数・参加者数（年間）	11 回・41 人	12 回・84 名
生活支援サービス利用件数（年間） （安心見守り事業）	112 件	130 件

［現状と課題］

高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者が増加してきています。高齢者の経済的状況はそれまでの働き方や家族形態等の影響が大きく、また、ひとり暮らしの高齢者は地域との関わりが希薄な場合も多いため、安定した生活の確保や地域とのつながりを保つための取組が必要です。また、障害があること、外国人やルーツが外国であること等を理由に社会的困難を抱えている場合、女性であることによりさらに困難な状況に置かれる場合があります。

多様な属性の人の人権が尊重され、男女共同参画の視点に立ち、高齢者や障害者、外国人等が地域で安心して暮らしていくことができる環境づくりを推進する必要があります。

［主な取組］

取組名	概要
生活困窮者の自立支援（再掲）	様々な困難を抱える人に対し、就労支援や生活支援、住居の確保など一人ひとりの状況に寄り添った包括的な支援を行います。
高齢者が安心して暮らせる環境整備	高齢期の女性の貧困対策に取り組むとともに、認知症やひとり暮らし高齢者が社会から孤立することのないよう、地域による支え合い活動や見守り、通いの場の充実等を推進します。
障害者が安心して暮らせる環境整備	障害者が女性であることにより複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しつつ、総合的な支援を推進します。
多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	国籍や民族等の違いにかかわらず、すべての人の人権が尊重され、かつ誰もが地域社会に参画することができる「多文化共生」の地域づくりを推進します。

第５章

計画の推進

第５章　計画の推進

１　計画の推進体制

（１）住民の主体的な取組の促進

男女共同参画社会に対する理解促進と意識啓発を図りつつ､社会のあらゆる分野において、住民・企業・民間団体等が主体的に取り組むための働きかけを行います。

また、男女共同参画施策の方針決定及び推進にあたっては、多くの住民の参画を得ながら進めていくこととします。

（２）関係機関・団体等との連携

国・県や関係機関との情報交換・協力関係を強化するなど連携を図るとともに、村単独の取組だけでは不十分な事項については、国・県に対する積極的な働きかけを行います。

（３）大衡村男女共同参画計画検討委員会の運営

男女共同参画社会の実現に向け、村全体での取組を推進するとともに、本計画の進捗状況の確認、評価などを行う組織として「大衡村男女共同参画計画検討委員会」を運営します。

（４）庁内連携による施策の推進

計画の推進にあたっては、庁内関係各課相互の連携・調整を図り、全庁的な取組による総合的・効果的な施策を推進します。

また、職員の男女共同参画に対する理解を深めるための研修の充実を図るとともに、男女共同参画の現状や問題点把握、調査・研究を行い、施策の企画立案に努めます。

2　計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、大衡村男女共同参画計画検討委員会において、本計画に掲げた施策の進捗状況や取組による成果、推進上の課題を定期的に点検・評価するとともに、より効果的な取組を推進するため、ＰＤＣＡサイクルによる進捗管理を行います。

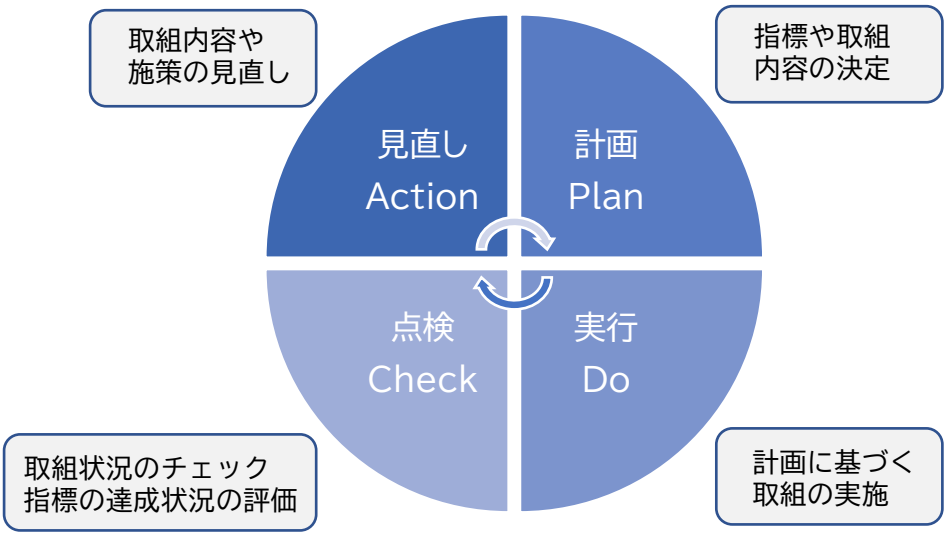

資　料　編

資　料　編

1　用語解説

アルファベット・数字	
ＡＩ	アーティフィシャル・インテリジェンス（Artificial Intelligence）の略で、人工知能を表す。認識や推論など人間が持つ能力をコンピューターでも可能にする技術。
M字カーブ	女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合）は，結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し，育児が落ち着いた時期に再び上昇する、M 字の形状を描くことをいう。
ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）	サスティナブル・ディベロップメント・ゴールズ（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の略で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年を年限とする 17 の国際目標のこと。2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された。
ＳＮＳ	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。インターネット等を通じて人と人とのつながりの場を提供するサービスのこと。
Society5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、先端デジタル技術等を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会のこと。
8050 問題	80 代など高齢の親が、いわゆるひきこもりや収入が少ない 50 代など中高年の子どもを支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題のこと。
か　行	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
固定的な性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要業務、女性は 補助的業務」など、男性、女性という性別を理由として役割を固定的にわける意識のこと。
さ　行	
性的指向・性自認（ＳＯＧＩ）	性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは，自分の性をどのように認識しているのか，どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念をいう。ＳＯＧＩは、性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字 をとった略称。

性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ＋）	レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（体の性と自認する性が一致しない人）、クエスチョニング（自分自身の性を決められない、分からない、または決めない人）など性的少数者のこと。「＋」は、これら以外にも多様な性自認・性的指向があることを示す。
成年後見制度	判断力が衰えたり、認知症高齢者、知的障害者など自分自身の権利を守ることが十分でなかったりする人の財産管理や身上監護を支援する制度のこと。
セクシュアルハラスメント（セクハラ）	性的嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法では、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること」と定義されている。
た　行	
ダイバーシティ	性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観、キャリアや経験、働き方など、多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、価値創造につなげていくこと。
多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会のこと。
男女雇用機会均等法	働く人が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するための法律。
テレワーク	ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）	配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。Domestic Violence。
は　行	
パワーハラスメント（パワハラ）	職権などの優位にある権限を背景に、本来の業務範囲を超え、継続的に、相手の人格と尊厳を侵害する言動を行い、就労環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること。
ヘルスリテラシー	健康に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力のこと。
ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。
ま　行	
マタニティハラスメント（マタハラ）	職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法では、女性労働者の妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いを禁止している。

ら　行	
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できる権利のこと。1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。
労働力率	15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口（労働力人口）の割合のこと。
わ　行	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和がとれた状態。このことにより、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるような社会を目指している。

2　策定の経緯

期　日	内　容
令和２年１２月１日 ～１８日	男女共同参画に関する住民意識調査の実施
令和３年６月２５日	第１回男女共同参画計画検討委員会 ［協議事項］ ○委嘱状の交付、委員長・委員長代理の選任 ○委員会開催スケジュール ○男女共同参画計画 ○アンケート調査結果
令和３年９月２９日	第２回男女共同参画計画検討委員会 ［協議事項］ ○計画骨子案、計画基本理念について
令和３年１１月２２日	第３回男女共同参画計画検討委員会 ［協議事項］ ○計画素案について
令和４年１月２１日	第４回男女共同参画計画検討委員会 ［協議事項］ ○計画素案について ○パブリックコメントについて
令和４年１月２５日 ～２月２５日	パブリックコメントの実施
令和４年３月４日	第５回男女共同参画計画検討委員会 ［協議事項］ ○パブリックコメントの結果について ○計画案の承認について ○計画概要版について

3　大衡村男女共同参画計画検討委員会

（1）設置要綱

大衡村男女共同参画計画検討委員会設置要綱

（設置）

第 1 条　男女共同参画社会の形成に向け、本村男女共同参画プランの策定、点検及び評価を行い、村民意識の啓発と行政施策の推進に資するため、大衡村男女共同参画計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第 2 条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　男女共同参画プランの策定、点検及び評価に関する事項

(2)　男女共同参画社会の形成に向けた具体的課題の提示

(3)　課題解決のための政策の提言

(4)　上記に掲げるもののほか、男女共同参画社会をめざすために必要な事項の検討

（構成）

第 3 条　委員会は 8 名以内で組織し、次に掲げる者の中から村長が委嘱する委員をもって構成する。

(1)　有識者

(2)　各種団体から推薦される者

(3)　村内を代表する企業等から推薦される者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　一般公募による村民

(6) その他村長が必要と認める者

2　委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合による補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　職によって選任された委員が、その職を離れたときは、委員の資格を失うものとする。

4　委員は、再任することができる。

（委員長及び委員長代理）

第 4 条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2　委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3　委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。ただし、最初に開かれる会議は村長が招集する。

2　委員長は、必要があると認められたときは、委員以外の者を会議に出席させ、参考意見又は説明を聴くことができる。

（謝礼）

第６条　委員会の委員に対する謝礼は日額、委員長 6,500 円、委員 6,300 円とする。ただし、官公署の委員には支給しない。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、住民生活課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（２）委員名簿

	役職	氏名
1	委員長	松川　利守
2	委員長代理	中川　さき子
3	委員	千葉　良紀
4	委員	齊藤　秀和
5	委員	羽渕　あゆみ
6	委員	堀内　瑞
7	委員	佐々木　和之
8	委員	石川　亜矢

4　男女共同参画に関する住民意識調査　集計結果

（1）ご本人のことについて

問1 あなたの性別をお答えください。（○印１つ）
※自認する性別をお答えください。

○ 性別は、「女性」（54.1%）、「男性」（43.6%）となっています。

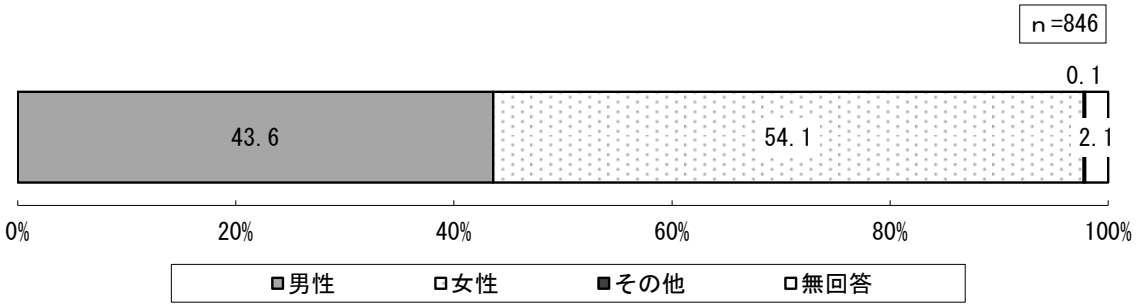

問2 あなたの年齢をお答えください。（○印１つ）

○ 年齢は、「70～74 歳」・「75 歳以上」がともに 12.5%と最も多くなっています。次いで「65～69 歳」（12.2%）、「40～44 歳」（8.5%）と続きます。

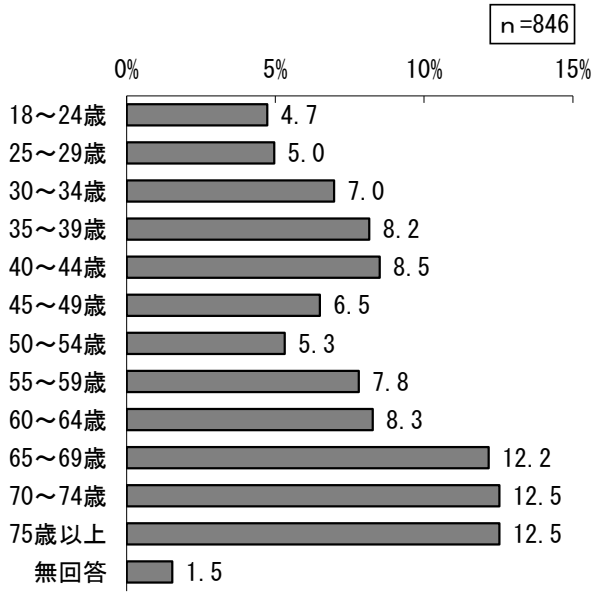

問3 あなたの職業をお答えください。（○印１つ）

○ 職業は、「正社員・正職員」が 30.1%と最も多くなっています。次いで「パート・アルバイト・派遣など」（19.9%）、「無職」（15.0%）と続きます。

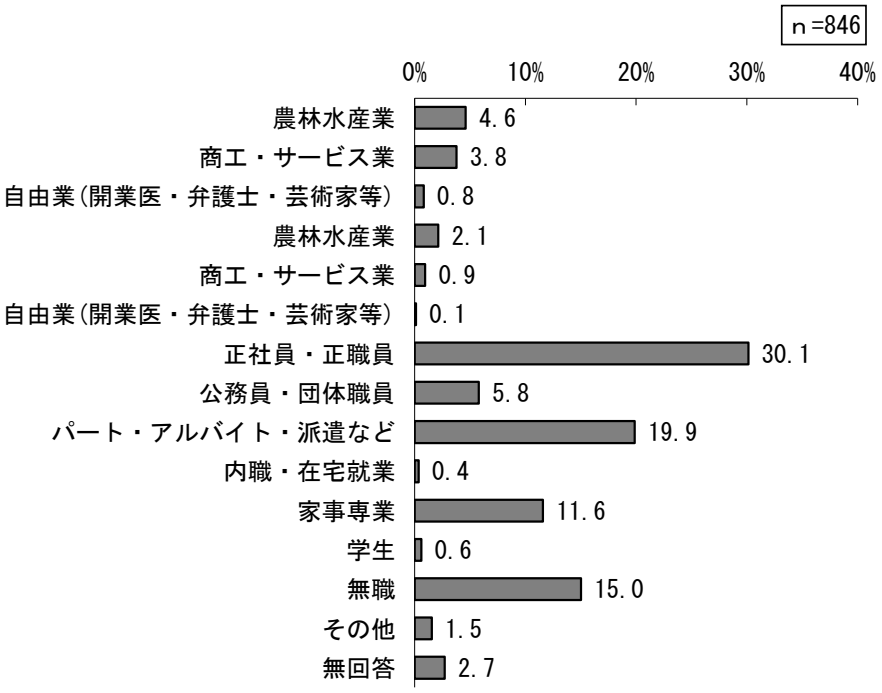

問３付問 「７」「８」と答えた方のみにおたずねします。あなたは管理職ですか。

○ 管理職かどうかは、「管理職ではない」が 72.0%、「管理職である」が 18.4%となっています。

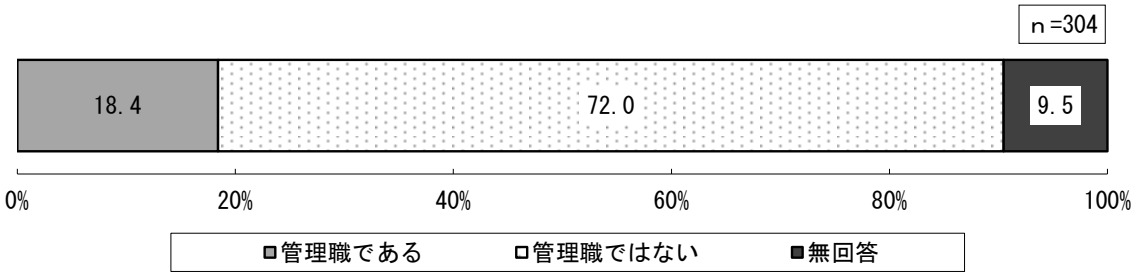

問4 あなたは結婚をしていますか（事実婚・パートナーを含む）。（○印１つ）

○ 結婚しているかどうかは、「結婚している」が 67.8%と最も多くなっています。次いで「結婚していたが、離別・死別した」（16.4%）、「結婚していない」（14.2%）と続きます。

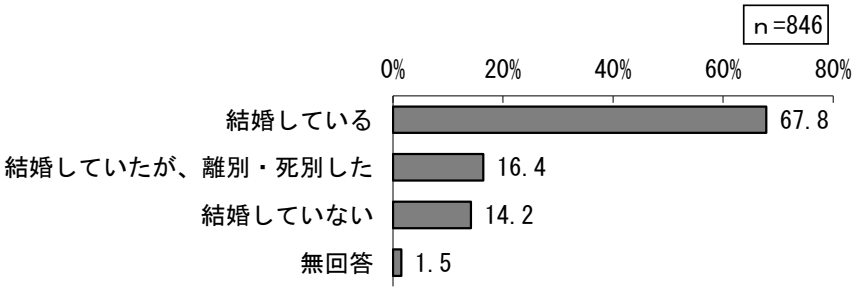

問5 【問４で「１」と答えた方のみにおたずねします。】
あなたと配偶者（パートナー）は、共働き（パート・アルバイト等を含む）ですか。（○印１つ）

○ 共働きかどうかは、「共働きである」が 55.9%、「共働きではない」が 39.7%となっています。

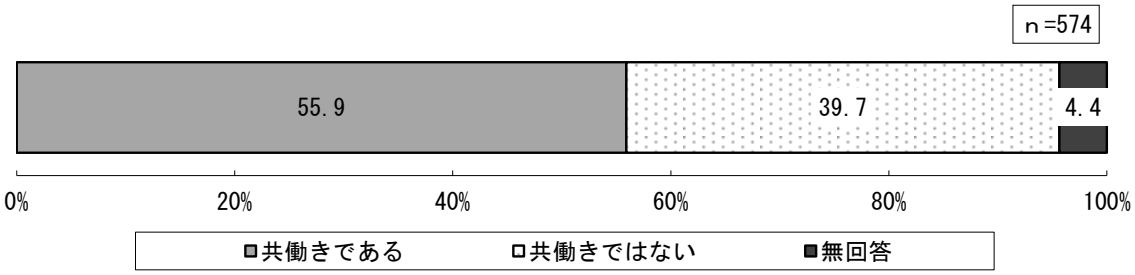

問6 あなたの同居家族の構成をお答えください。（○印１つ）

○ 同居家族の構成は、「親と子(二世代世帯)」が 42.9%と最も多くなっています。次いで「あなたと配偶者(パートナー)の二人暮らし」(20.3%)、「祖父母と親と子(三世代世帯)」(18.3%）と続きます。

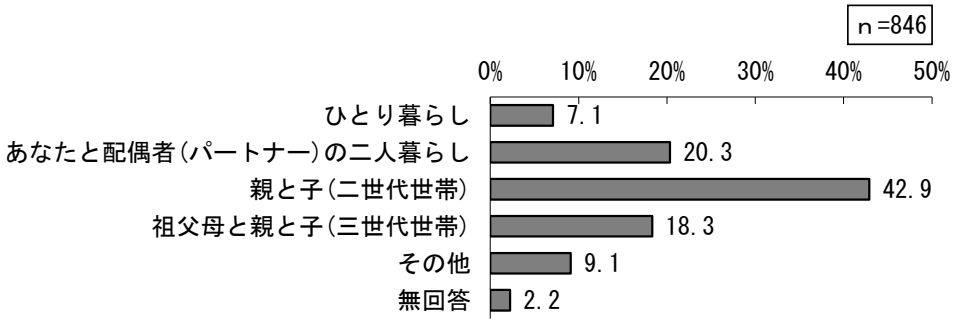

問7 あなたの同居家族の中に、次の方（あなた自身を含む）はいますか。
（○印いくつでも）

○ 同居家族の中にいる方は、「65 歳以上の方」が 43.9%と最も多くなっています。次いで「小学校入学前の子ども」（16.8%）、「小学生の子ども」（16.3%）と続きます。
※「いずれもいない」を除く

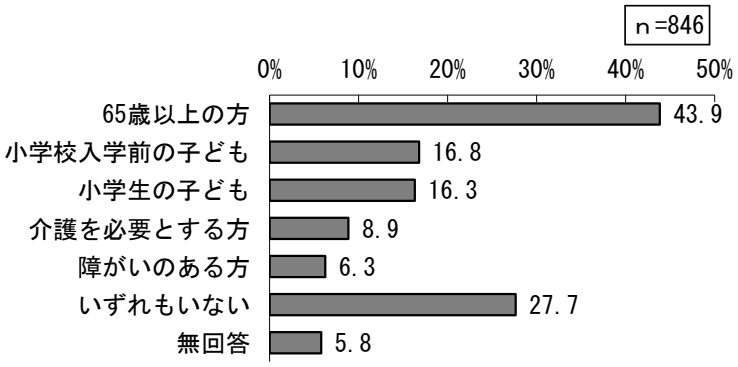

問8 【問７で「１～２」と答えた方のみにおたずねします。それ以外の方は問９にお進みください。】
同居しているお子さんは何人いらっしゃいますか。（○印１つ）

○ 同居しているお子さんの人数は、「2 人」が 46.3%と最も多くなっています。次いで「1 人」（25.5%）、「3 人」（21.3%）と続きます。

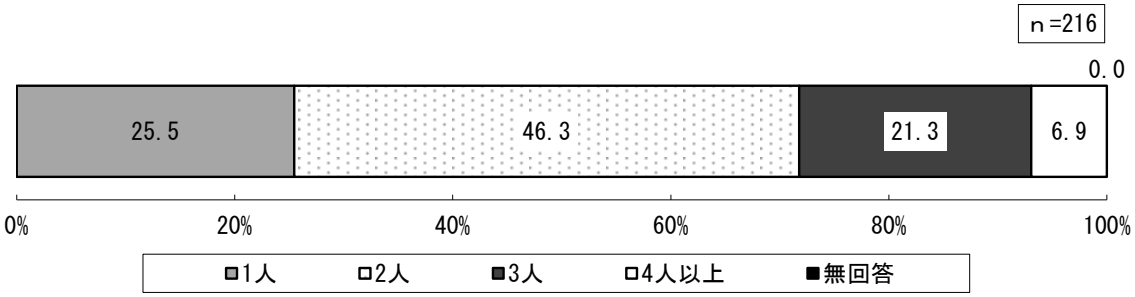

（２）男女平等意識について

問9 あなたは、次の分野で、男女は平等になっていると思いますか。（１）から（８）までの項目について、それぞれお答えください。（○印１つずつ）

○ 「家庭生活」、「学校教育の場」、「自治会などの地域活動の場」、「法律や制度の上」では、「平等になっている」が最も多くなっています。
○ 職場（仕事の場）、政治の場、社会通念・習慣・しきたりなど、社会全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっています。

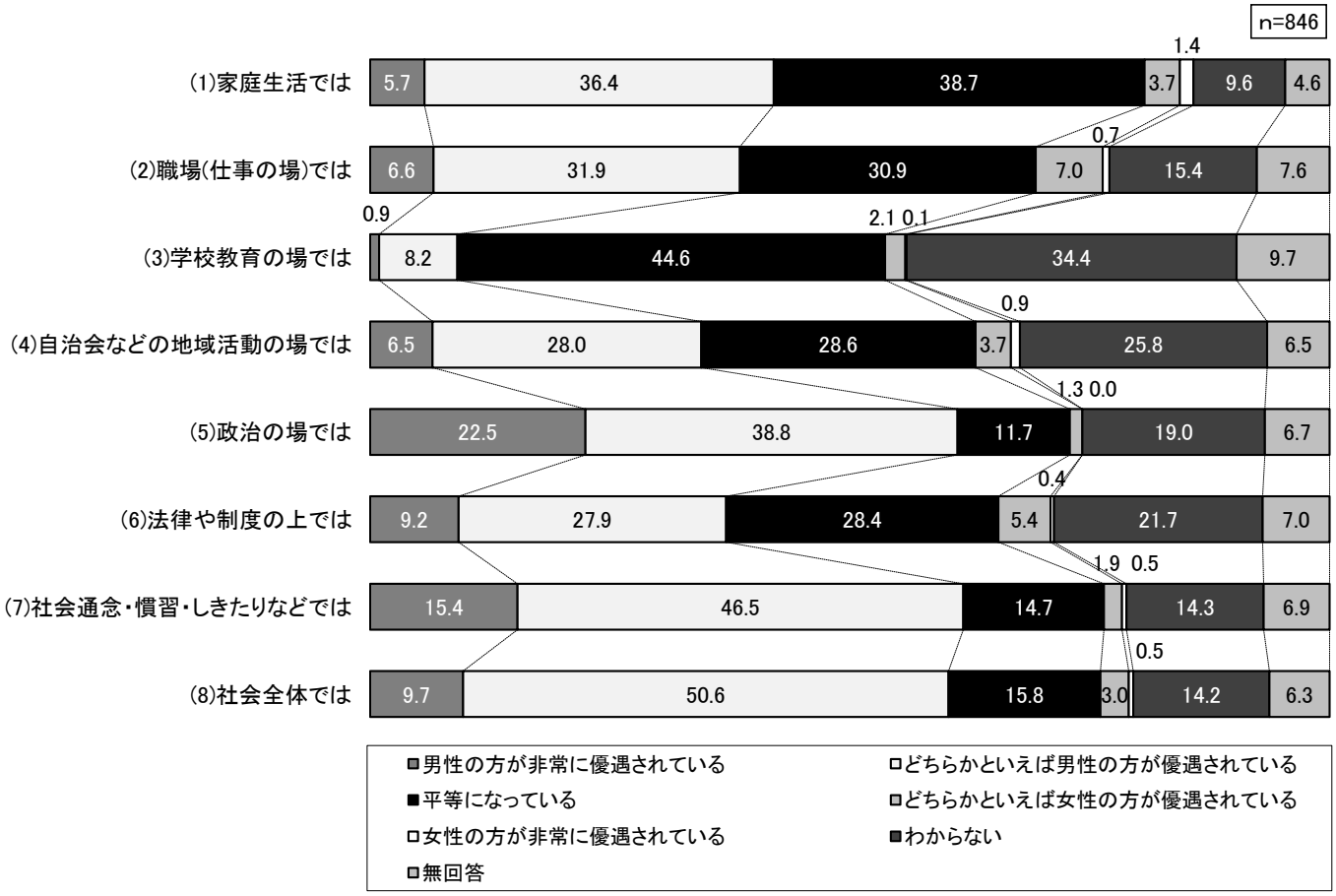

問10 あなたは、次の（１）から（５）までの考え方について、どのように思いますか。（○印１つずつ）

○ 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」では、「賛成」が 34.3%と最も多くなっています。

○ 「女性は男性に従うべきだ」では、「反対」が 55.6%と最も多く、半数以上となっています。

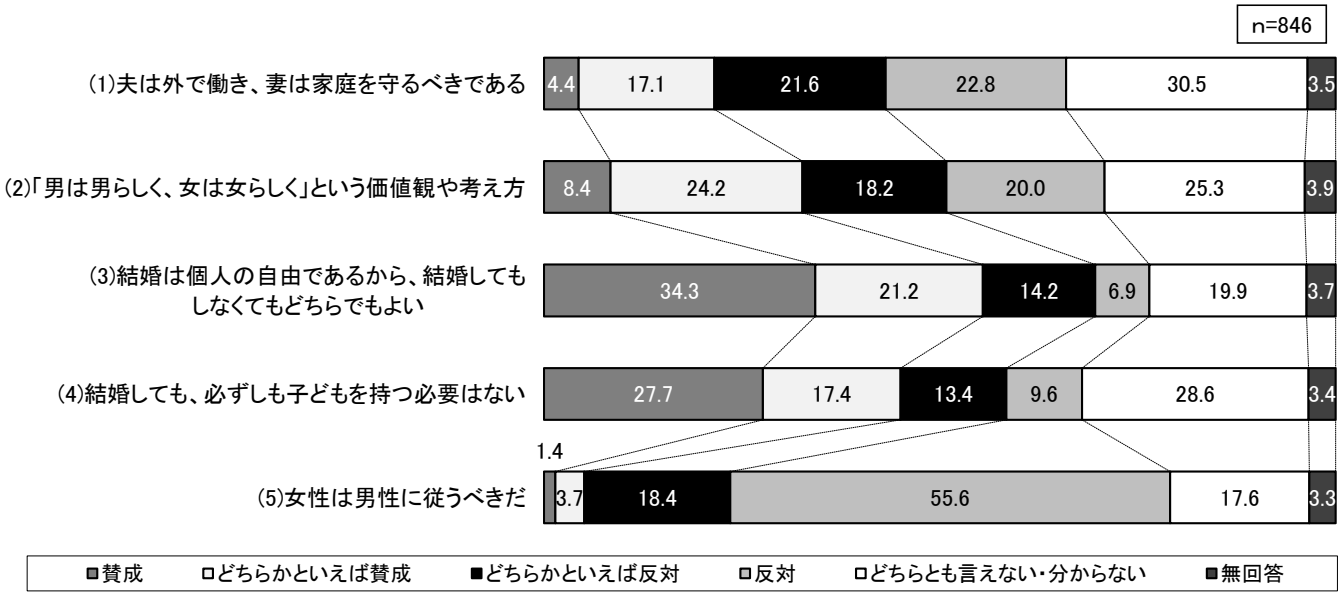

（３）職業生活について

問11 あなたは、現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。
（○印１つ）

○ 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思うかどうかは、「ある程度は働きやすいと思う」が 37.5%と最も多くなっています。次いで「あまり働きやすいとは思わない」（20.2%）、「働きやすいとは思わない」（20.0%）と続きます。

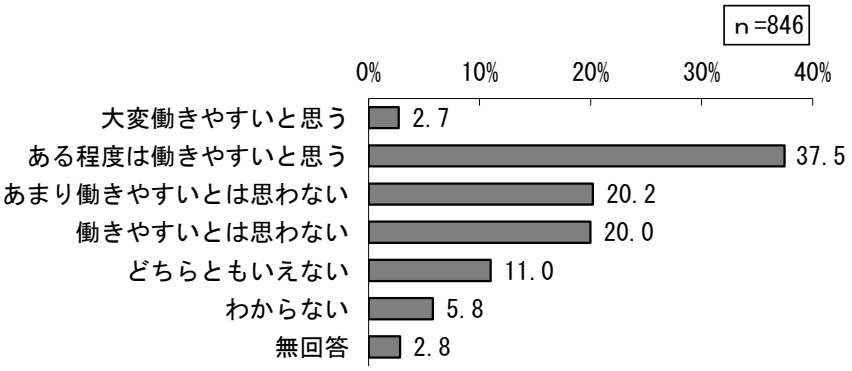

問12 あなたの職場では、仕事の内容や待遇面で、女性に対して次のようなことがありますか（または、ありましたか）。（○印いくつでも）

○ 職場での仕事内容や待遇面で、女性に対してある（あった）ことは、「特にない」が 34.4%と最も多くなっています。次いで「賃金に男女差がある」（24.5%）、「昇進、昇格に男女差がある」（24.2%）と続きます。

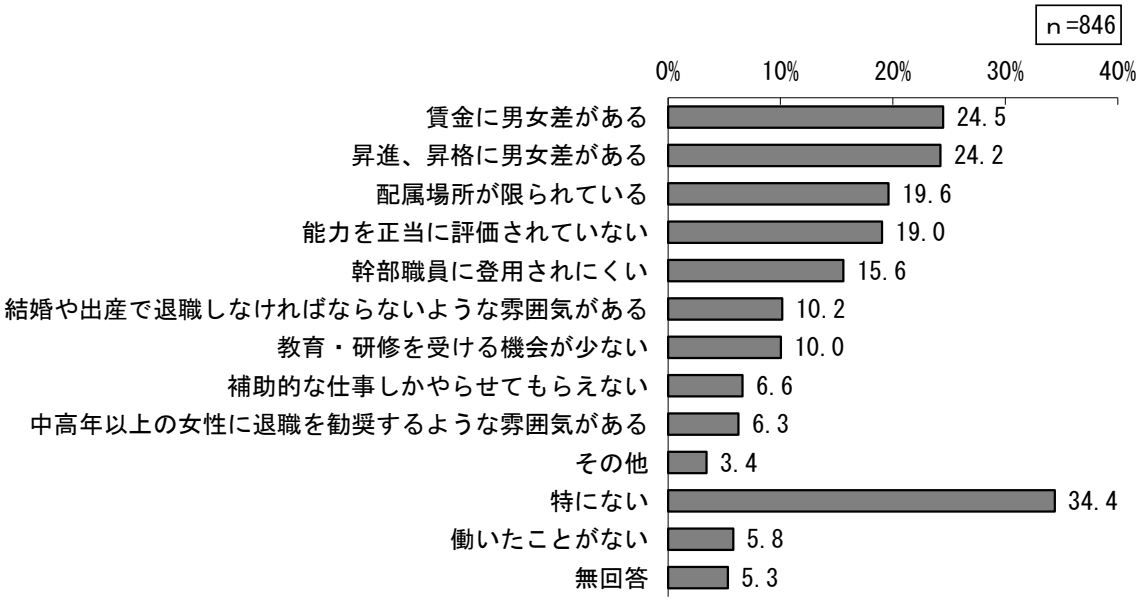

問13 あなた、またはあなたの配偶者（パートナー）は、結婚や妊娠、出産、家族の介護などの節目に、どのような働き方を選びましたか。過去の経験を含めてお答えください。（○印１つ）

○ 結婚や妊娠等、節目にどのような働き方を選んだかは、「勤務条件などを変えず、ずっと働いた(育児休業、介護休業等の取得を含む)」が 24.5%と最も多くなっています。次いで「いずれも該当しない」(17.8%)、「結婚や妊娠、出産等でいったん仕事をやめ、その後パートタイム勤務で働いた」(10.8%）と続きます。

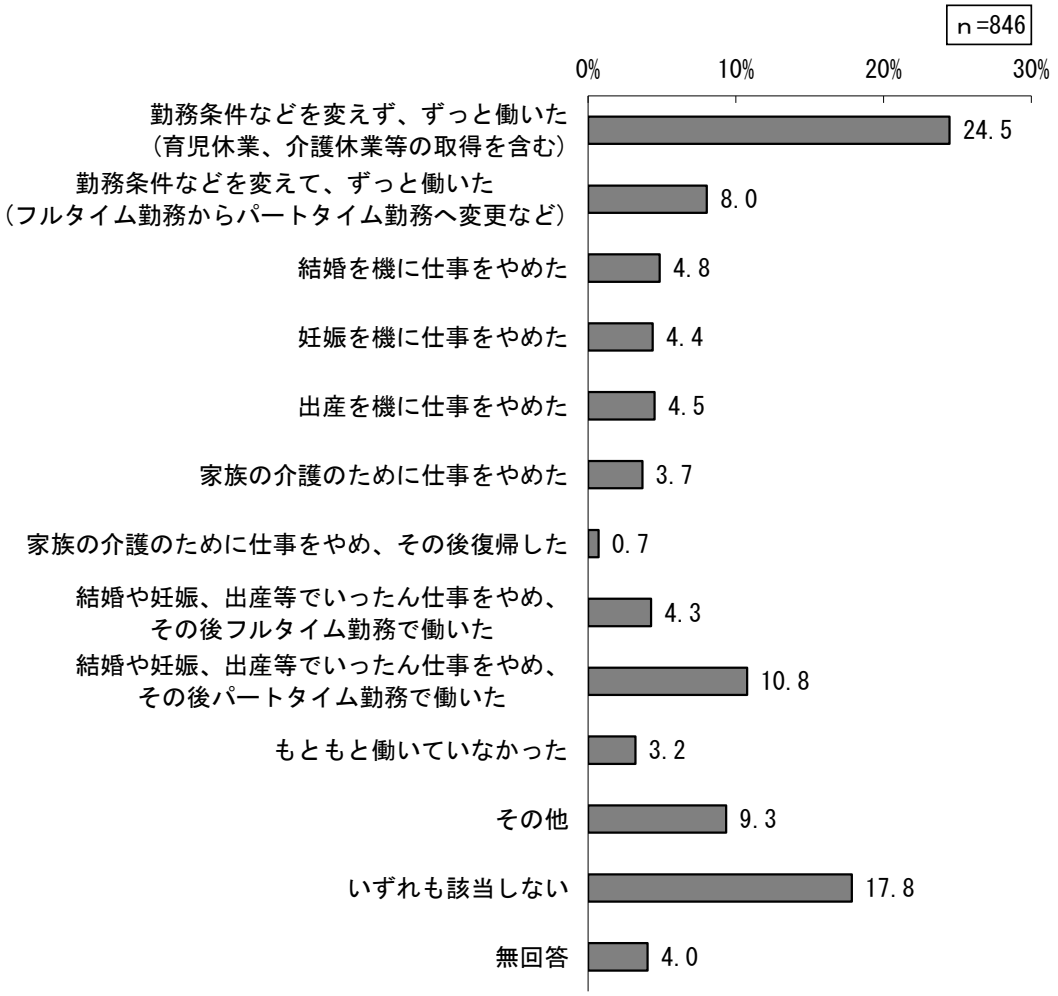

問14 【問 13 で「３～８」と答えた方のみにおたずねします。】
仕事をやめた理由は何ですか。（○印いくつでも）

○ 仕事をやめた理由は､｢子育てや家族の介護に十分な時間をかけたかったから｣が 41.8%と最も多くなっています。次いで「職場の理解や育児休業などの制度がなかったから」（16.9%)、「転居する必要があったから」（13.8%）と続きます。

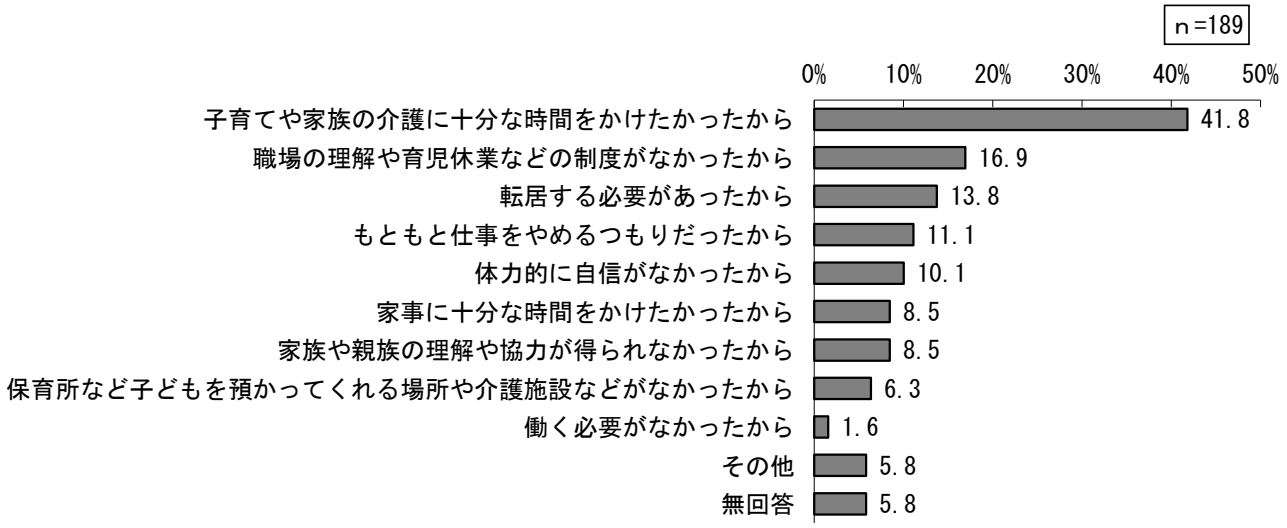

問15 あなたは、どのような女性の働き方が望ましいと思いますか。（○印１つ）

○ 女性の望ましい働き方は、「勤務条件などを変えず、ずっと働く（育児休業、介護休業等の取得を含む)」が 40.2%と最も多くなっています。次いで「勤務条件などを変えて、ずっと働く（フルタイム勤務からパートタイム勤務へ変更など)」（24.9%)、「結婚や妊娠、出産を機に仕事をやめ、その後パートタイムで働く」（9.1%）と続きます。
※「その他」を除く。

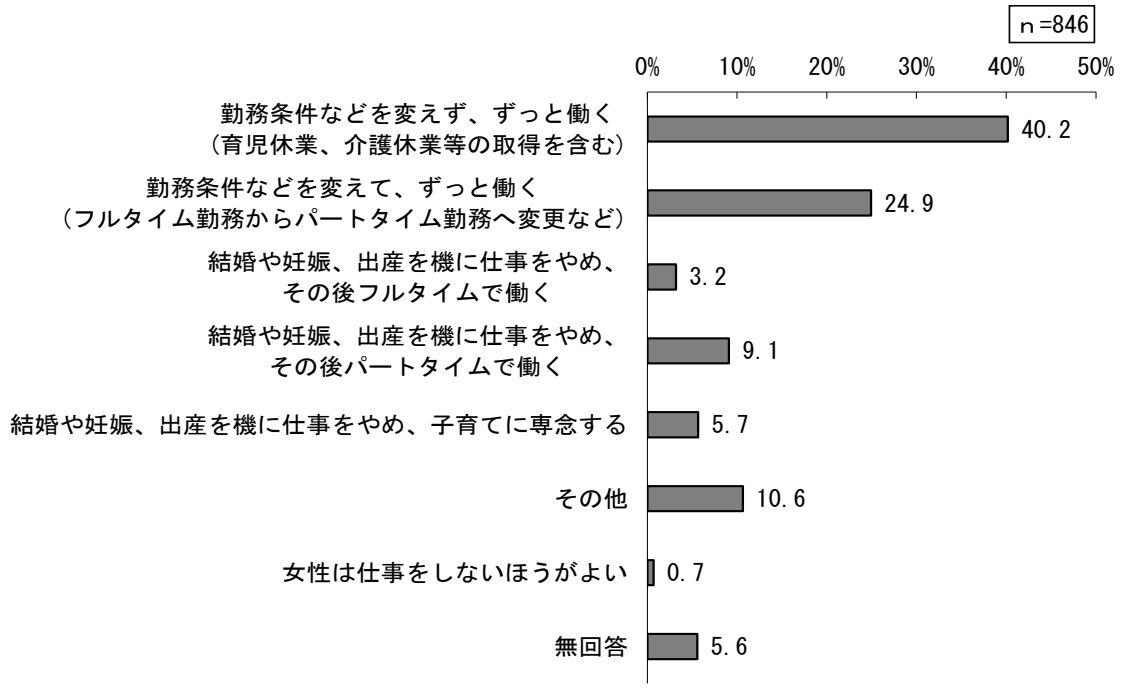

問16 あなたは、育児休業や介護休業を取得したことがありますか。（○印１つずつ）

○ 育児休業、介護休業ともに、「取得する必要がなかった」が 4 割以上と最も多くなっています。

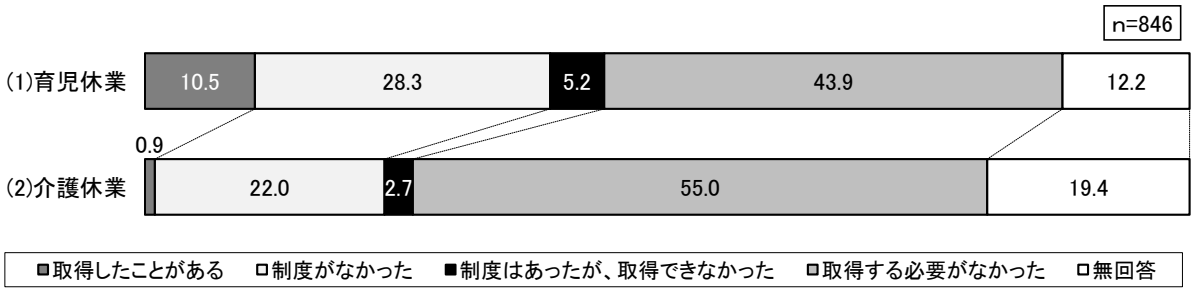

問17 あなたは、男女が共に働きやすい社会環境をつくるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○印３つまで）

○ 男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なことは、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」が 66.7%と最も多くなっています。次いで「男女が共に育児休業や介護休業を利用しやすくする」(42.2%)、「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」（38.7%）と続きます。

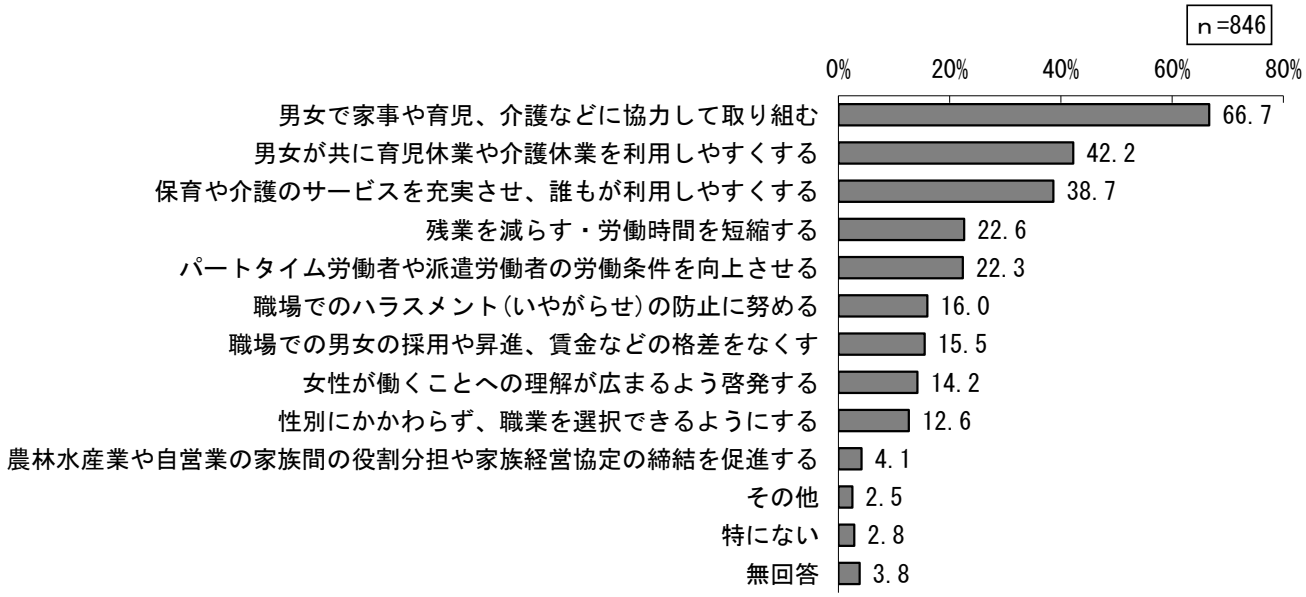

（４）家庭生活について

問18 あなたの家庭では、現在、子育てと介護を同時に行っていますか、または同時に行っていたことがありましたか。（○印１つ）

○ 子育てと介護を同時に行っているかどうかは、「同時に行っていない」が 77.9%、「同時に行っている(行っていた)」が 13.6%となっています。

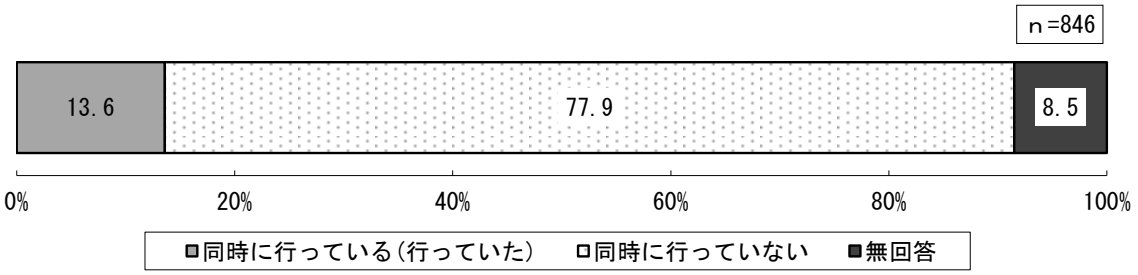

問19 【問 18 で「１」と答えた方のみにおたずねします。】
主に、子育てと介護を同時に行っている（行っていた）のは誰ですか。
（○印１つ）

○ 主に子育てと介護を同時に行っている方は、「お子さんの母親」が 30.4%と最も多くなっています。次いで「お子さんの祖母」(28.7%)、「お子さんの祖父」・「その他の方」（ともに 13.9%）と続きます。

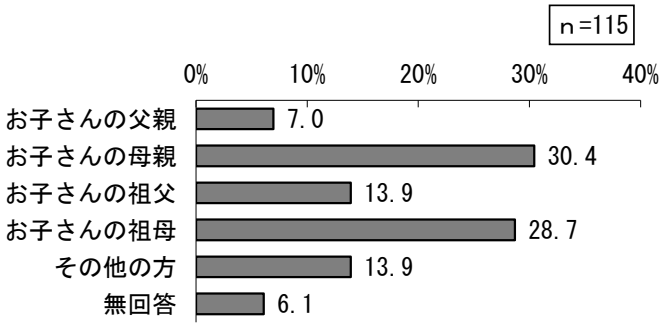

問20 あなた自身について、それぞれの項目ごとにあてはまる番号を選んでください。（それぞれ１つに○）

①あなたの希望（理想）は

○ 「仕事」と「家庭生活」のバランスについて、希望（理想）は、「仕事と家庭生活を両立する」が 69.9%と最も多くなっています。次いで「家庭生活を優先する」(19.3%)、「仕事を優先する」（5.3%）と続きます。

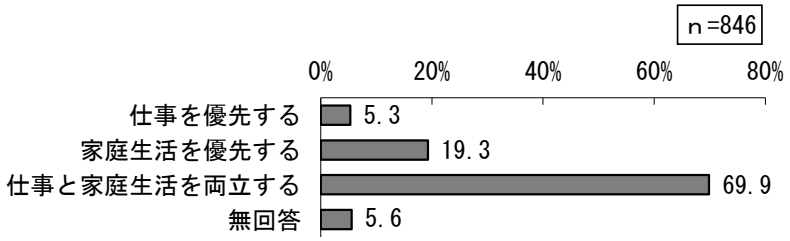

②実際（現実）は

○ 「仕事」と「家庭生活」のバランスについて、実際（現実）は、「仕事を優先している」が 42.0%と最も多くなっています。次いで「仕事と家庭生活を両立している」(35.1%)、「家庭生活を優先している」（16.4%）と続きます。

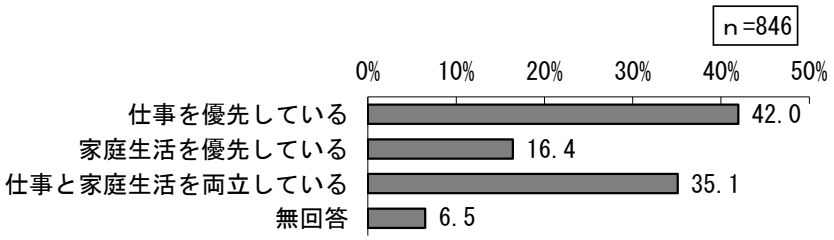

問21 あなたの家庭では、（１）から（６）までの項目について、主に誰が担っていますか。
現在一人暮らしの方は、過去の生活のことをお答えください。
（○印１つずつ）

○「生活費を得る」では、「主に夫または父」が 72.3%と最も多くなっています。
○「日常の家計の管理」・「日常の家計の管理」では、「主に妻または母」がともに 6 割以上と最も多くなっています。

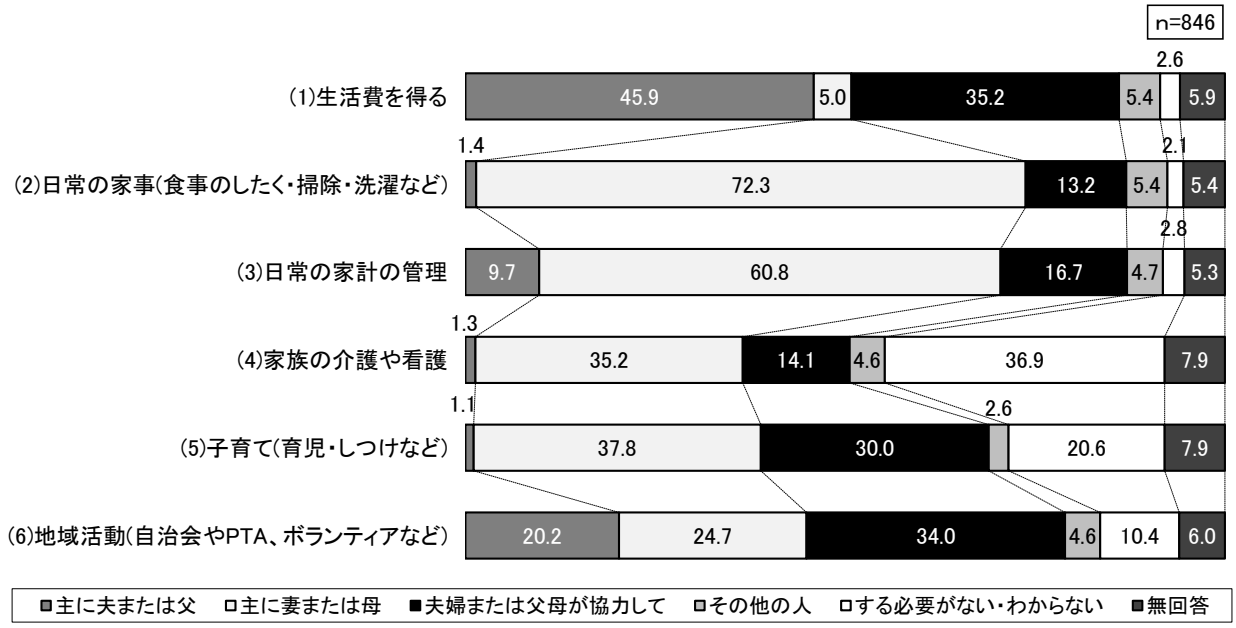

問22 あなたは、（１）から（６）までの項目について、主に誰が担うのが理想だと思いますか。（○印１つずつ）

○「日常の家計の管理」以外のすべての項目について、「夫婦または父母が協力して」が 5 割以上と最も多くなっています。

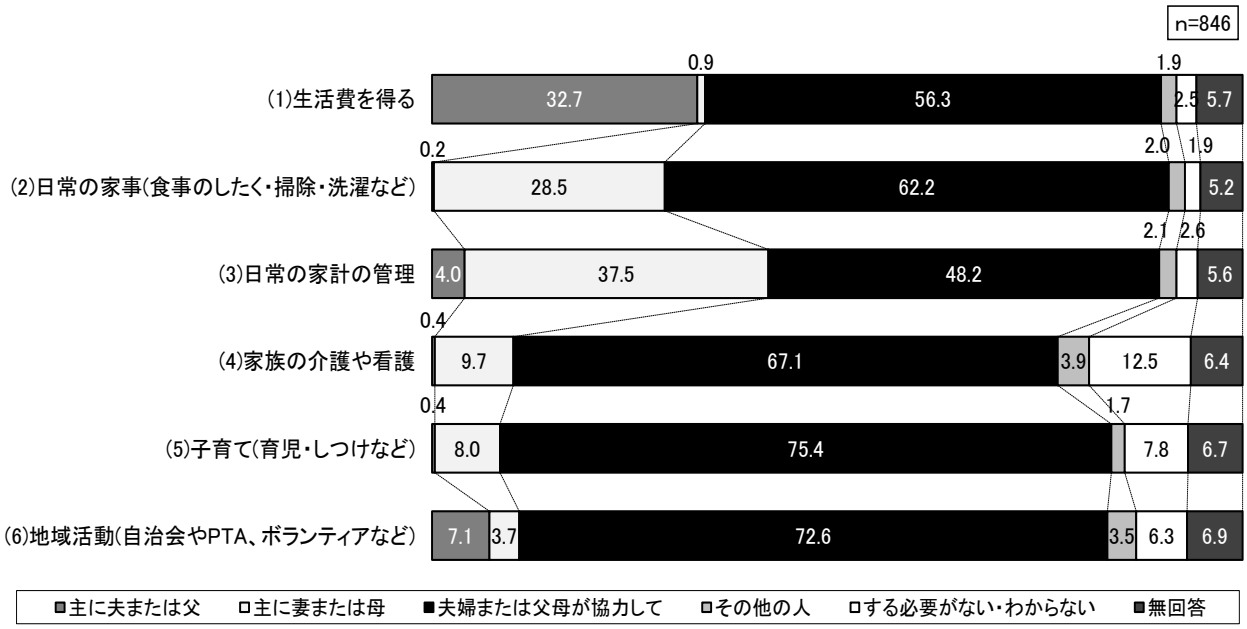

問23 あなたが、１日に「家事」に費やす時間はどのくらいですか。（○印１つ）

○ 1 日に「家事」に費やす時間は、「1～2 時間未満」が 20.0%と最も多くなっています。次いで「3～5 時間未満」（19.0%）、「1 時間未満」（18.8%）と続きます。

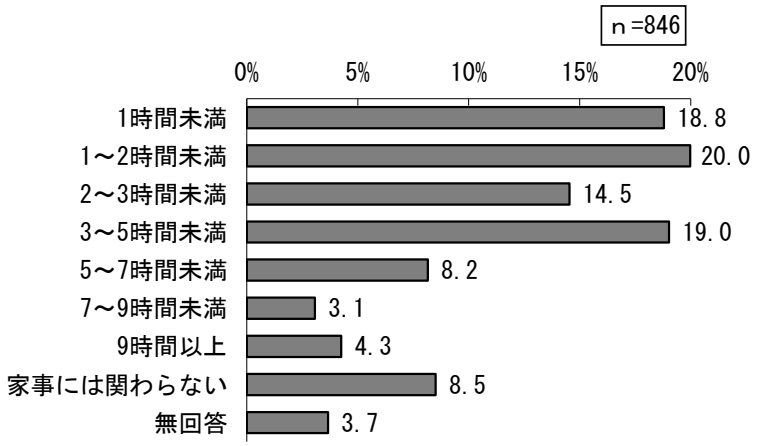

問24 【問 23 で「１～７」と答えた方のみにおたずねします。】
そのうち、育児や介護に費やす時間はどのくらいですか。（○印１つ）

○ 「家事」に費やす時間のうち、育児や介護に費やす時間は、「育児や介護には関わらない」が 41.6%と最も多くなっています。次いで「1 時間未満」（19.1%）、「1～2 時間未満」（11.4%）と続きます。

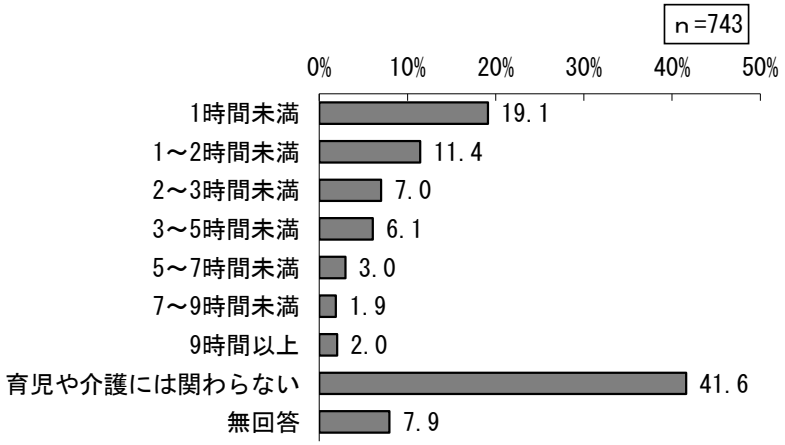

問25 あなたは、どのような子どもの育て方が望ましいと思いますか。
（○印いくつでも）

○ 望ましい子どもの育て方は、「男女共に、社会人として自立できるように育てる」が76.4%と最も多くなっています。次いで「男女共に、身の回りの家事ができるように育てる」(65.2%)、「男女の役割を固定せず、しつけや教育は男女を区別しないで育てる」（62.9%）と続きます。

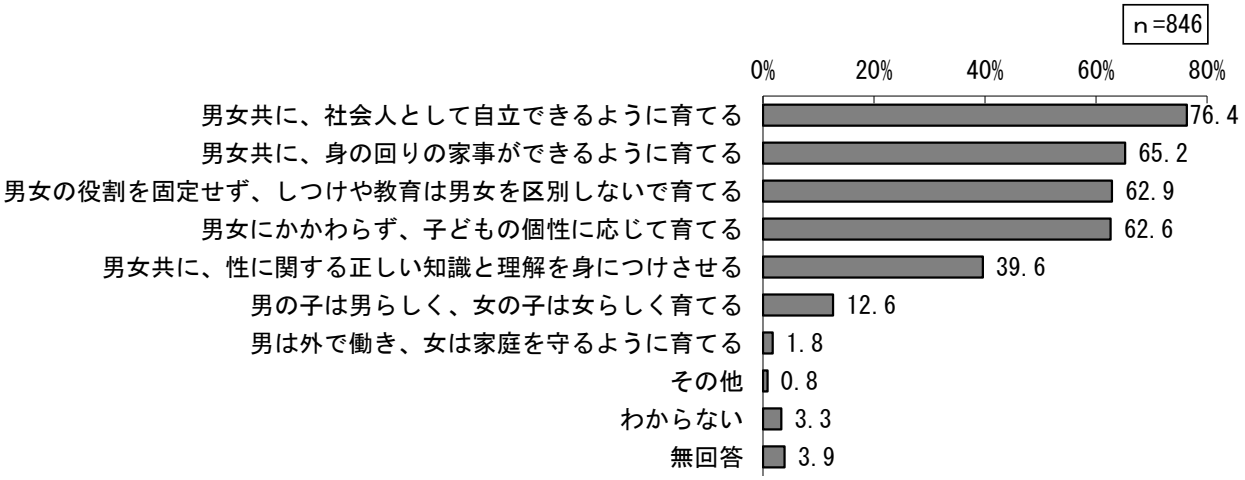

（５）地域での活動について

問26 あなたは、次の地域活動に参加していますか。（○印いくつでも）

○ 地域活動への参加は、「自治会、女性会(婦人会)、老人会など」が 36.9%と最も多くなっています。次いで「参加していない」(33.2%)、「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションなど」(20.8%）と続きます。

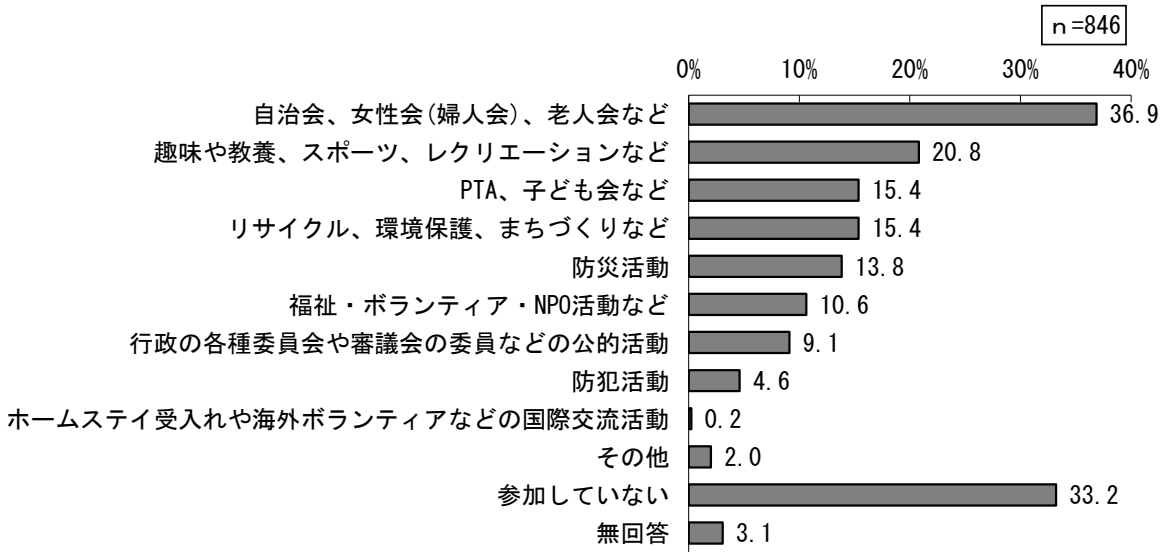

問27 防災・災害復興対策において、女性の視点が必要と言われています。どのような取組において、より女性の活躍が必要だと思いますか。（○印３つまで）

○ 防災・災害復興対策において、女性の活躍が必要だと思う取組は、「防災訓練などへの参加」が 30.9%と最も多くなっています。次いで「防災講座や防災研修など、防災知識の習得の場への参加」(26.1%)、「避難所の運営における女性リーダーの配置」(25.5%)と続きます。

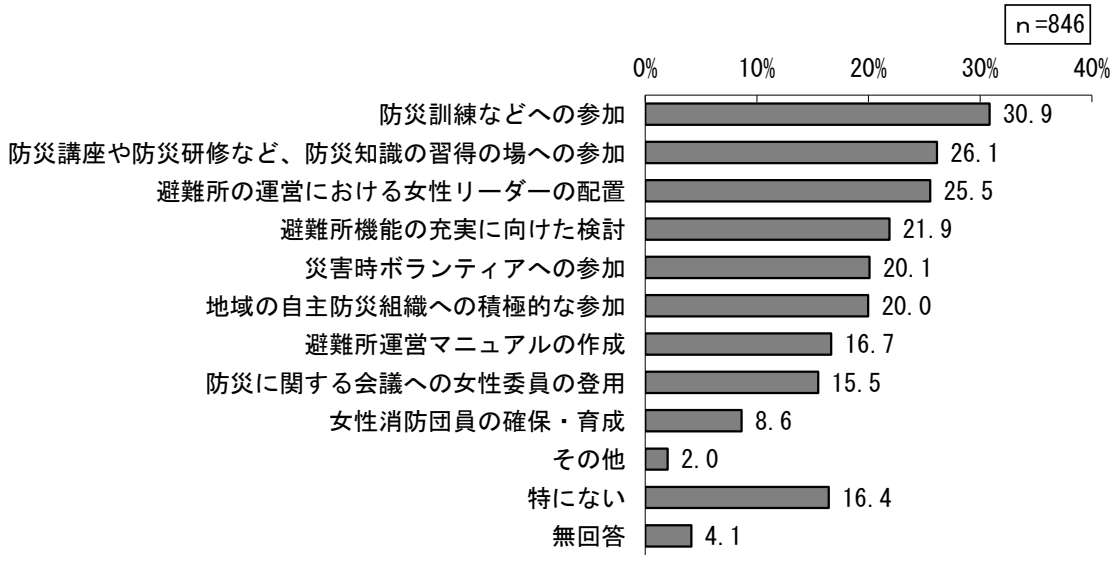

（６）暴力等の防止について

問28 あなたは、次の①から④までの行為について経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。（○印それぞれいくつでも）

○ すべての項目において、「被害を受けたり、与えたりしたことはない（見聞きしたことはない）」が最も多くなっており、次いで「自分のまわりに被害を受けた人がいる」と続きます。

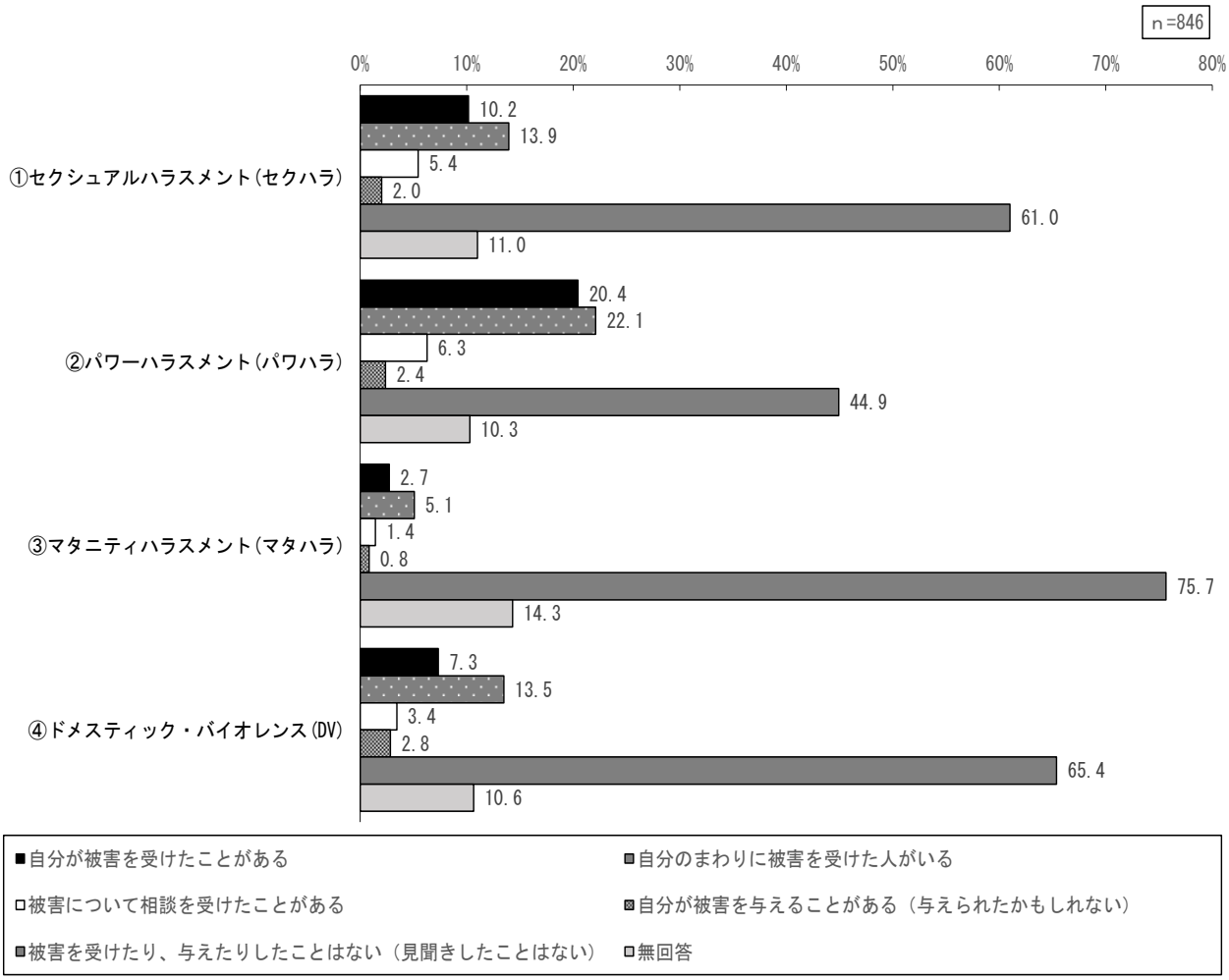

問29 【問 28④ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）で「１～３」と答えた方のみにおたずねします。】
あなたは、経験したことや見聞きしたことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。（○印いくつでも）

○ 経験や見聞きしたことを、誰かに打ち明けたり、相談したりしたかどうかは、「友人・知人に相談した」が 38.0%と最も多くなっています。次いで「家族・親族に相談した」（36.4%）、「どこ(だれ)にも相談しなかった」（21.4%）と続きます。

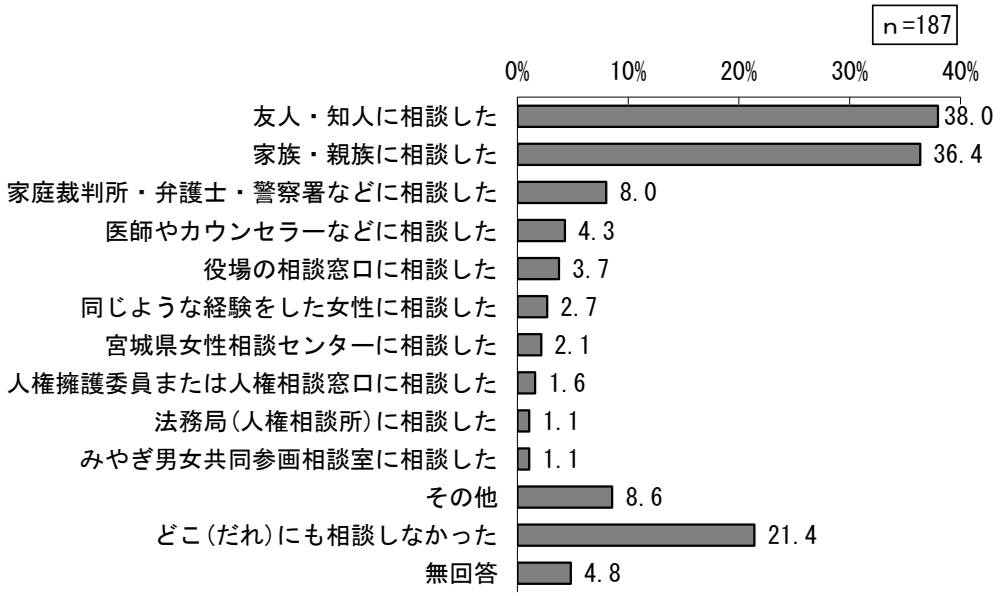

問30 【問 29 で「12」と答えた方のみにおたずねします。】
あなたが「どこ（だれ）にも相談しなかった」のは、なぜですか。
（○印いくつでも）

○ どこ（だれ）にも相談しなかった理由は、「相談しても無駄だと思ったから」が 27.5%と最も多くなっています。次いで「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかったから」・「相談するほどのことではないと思ったから」（ともに 25.0%）と続きます。

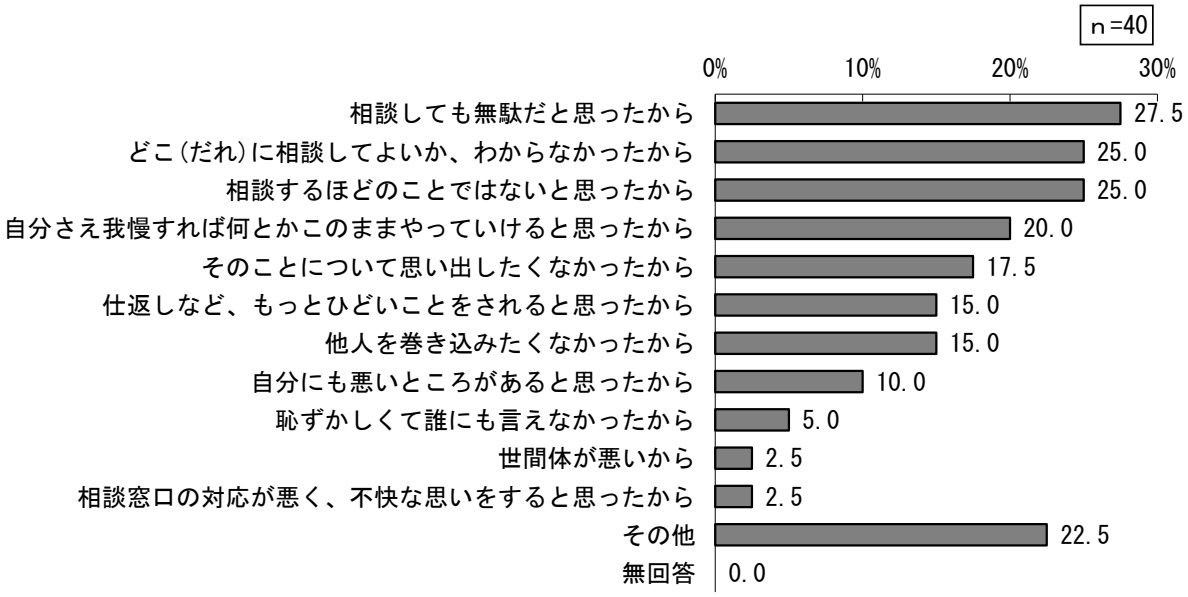

問31 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）に対する対策や支援として、どのような取組が必要だと思いますか。（○印３つまで）

○ DV に対する対策や支援として、必要だと思う取組は、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が 56.7%と最も多くなっています。次いで「被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルター)などの整備」(39.0%)、「被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実」（29.6%）と続きます。

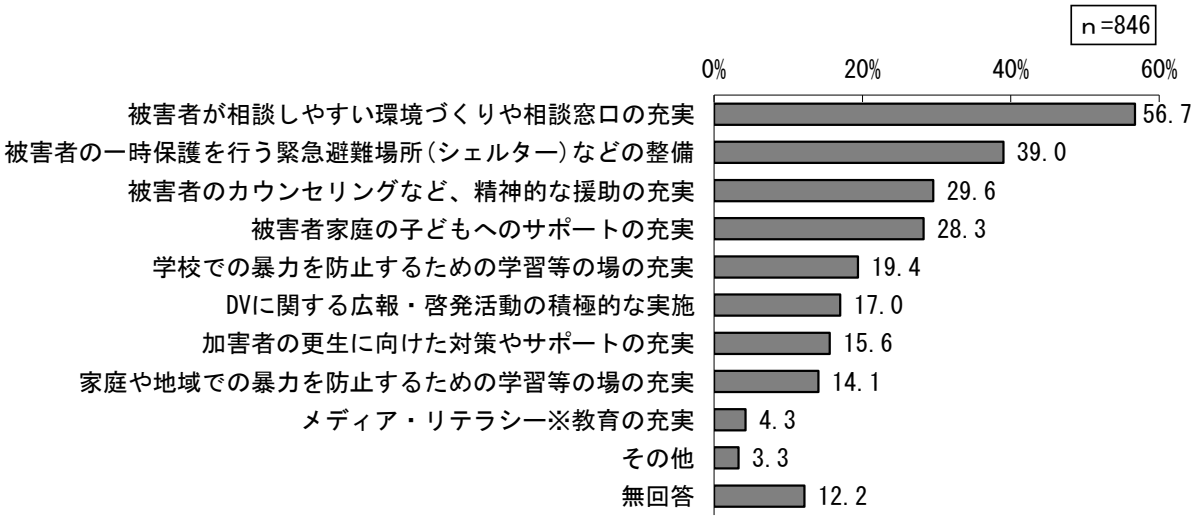

問32 あなたは、宮城県女性相談センターをご存知ですか。（○印１つ）

○ 宮城県女性相談センターについて、「知らない」が 61.5%と最も多くなっています。次いで「名前を見聞きしたことがある程度」（22.7%）、「あることは知っていたが利用したことはない」（9.2%）と続きます。

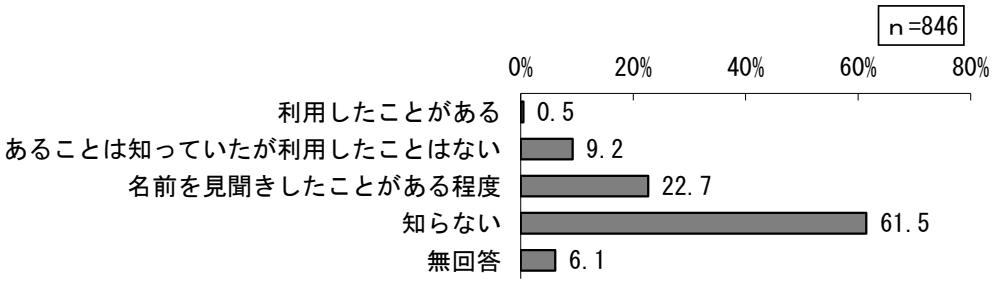

問33 あなたは、今後、相談事ができたときに宮城県女性相談センターを利用してみたいと思いますか。（○印１つ）

○ 今後、相談事ができたときに宮城県女性相談センターを利用してみたいかは、「どちらかといえば利用したい」が 27.4%と最も多くなっています。次いで「利用しない」（26.2%）、「あまり利用したいとは思わない」（23.4%）と続きます。

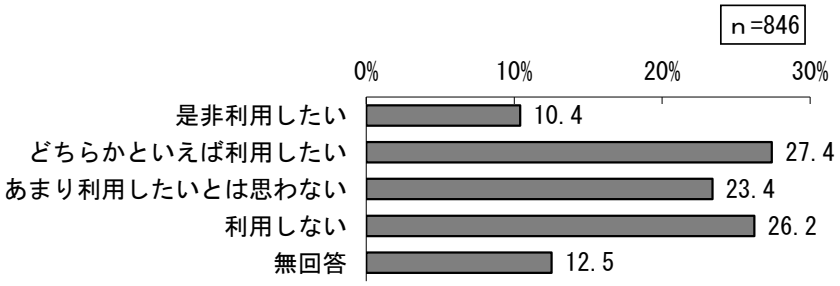

（7）性的マイノリティ「ＬＧＢＴ（Ｑ＋）」等について

問34 あなたは「ＬＧＢＴ（Ｑ＋）」「性的マイノリティ」という言葉や意味を知っていますか。（○印１つ）

○ 「ＬＧＢＴ（Ｑ＋）」「性的マイノリティ」という言葉や意味を知っているかは、「全く知らない」が 32.3%と最も多くなっています。次いで「内容（意味）を少しは知っている」（29.6%）、「言葉（名称）は知っている」（18.6%）と続きます。

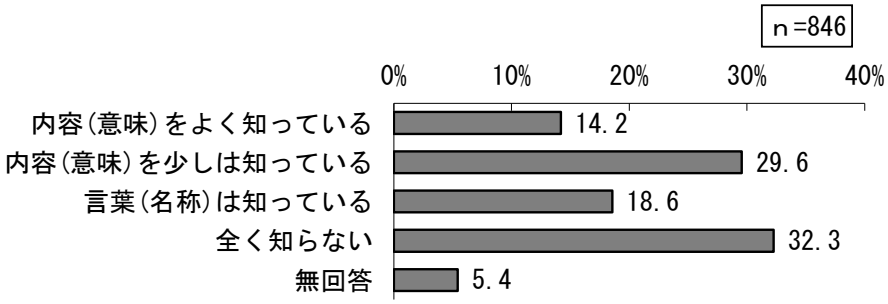

問35 あなたのまわりに性的マイノリティの当事者がいると思いますか。（○印１つ）

○ まわりに性的マイノリティの当事者がいるかどうかは、「わからない」が 49.3%と最も多くなっています。次いで「いないと思う」（32.5%）、「いると思う」（12.1%）と続きます。

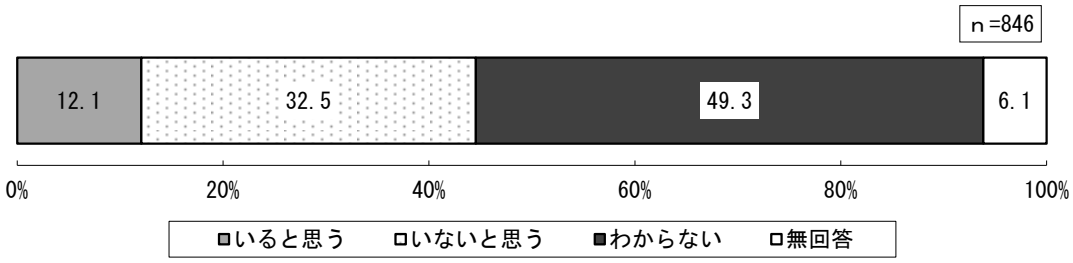

問36 性的マイノリティのような多様な性の人たちが暮らしやすい社会をつくるために、どのような取組が必要だと思いますか。（○印いくつでも）

○ 性的マイノリティのような多様な性の人たちが暮らしやすい社会をつくるために必要だと思う取組は、「多様な性の人たちに配慮した社会制度の整備」が 49.6%と最も多くなっています。次いで「多様な性についての専門の相談機関の整備(電話相談や面接相談など)」(33.5%)、「多様な性に関する意識啓発活動」(33.3%）と続きます。

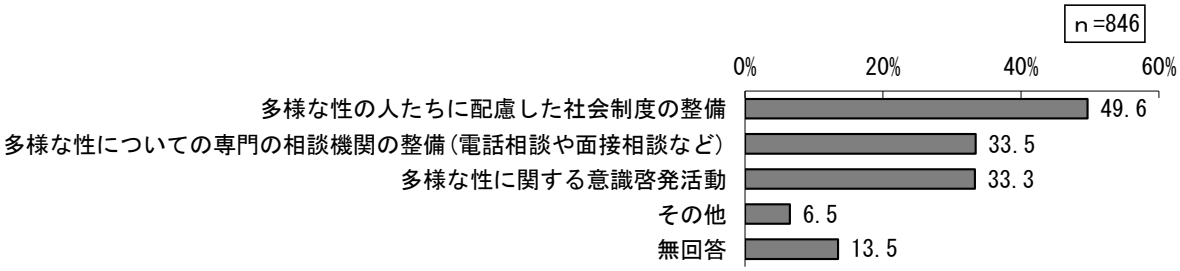

問37 性的マイノリティのほかにも、障がい者や被差別部落の人々、在日外国人やアイヌの人々など、社会的少数者（マイノリティ）と言われる人たちの中には、様々な差別に苦しんでいる人が少なくありません。このような人たちが暮らしやすい社会をつくるために、今後、大衡村はどのような人権課題の解決にさらに取り組むべきだと思いますか。（○印いくつでも）

○ 性的・社会的少数者が暮らしやすい社会をつくるために、村が人権課題の解決にさらに取り組むべきことは、「障がい者の人権」が 50.2%と最も多くなっています。次いで「子どもの人権」(39.4%)、「高齢者の人権」(34.9%）と続きます。

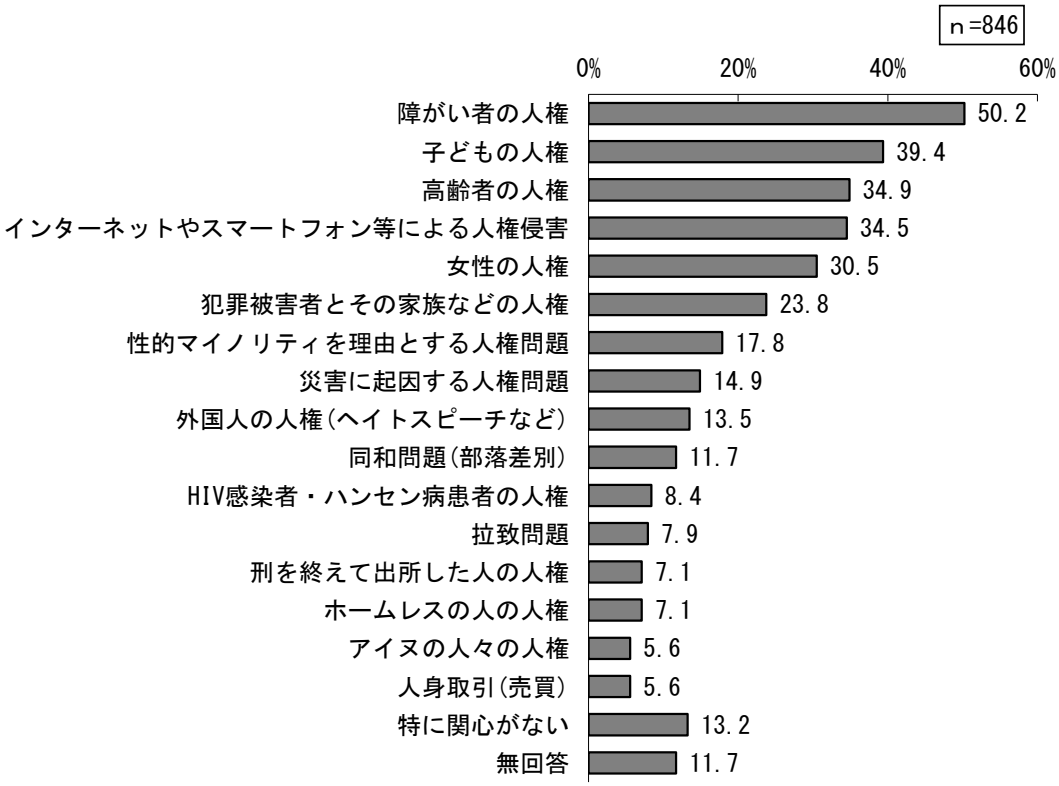

（８）男女共同参画の取組について

問38 大衡村では、男女共同参画に関連する広報等を通じた情報提供や、セミナーやイベント、講座などを開催しています。このうち、あなたがご存知のものをお答えください。（○印いくつでも）

○ 村が行っている情報提供や、開催していることで知っていることは、「村の広報紙『広報おおひら』」が 68.2%と最も多くなっています。次いで「ふるさと祭り(人権コーナー)」(27.7%)、「村が提供する男女共同参画に関するパンフレット」(22.3%) と続きます。

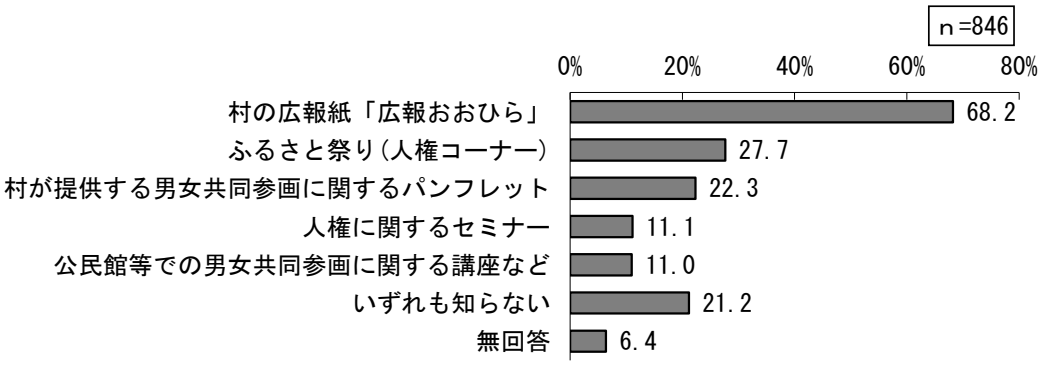

問39 【問 38 で「１～６」と答えた方のみにおたずねします。】
男女共同参画に関連する情報や、参加したセミナーやイベントは、あなたにとって役に立つ内容でしたか。（○印１つ）

○ 男女共同参画に関連する情報や、参加したセミナーやイベントが役に立つ内容だったかは、「どちらかといえば役に立った」が 47.6%と最も多くなっています。次いで「あまり役に立たなかった」(29.5%)、「役に立たなかった」(7.5%) と続きます。

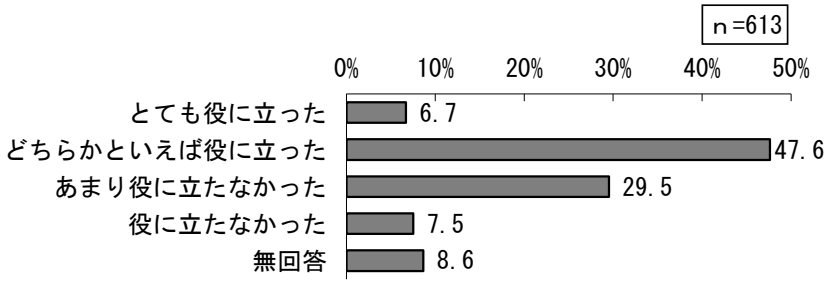

問40 あなたは、今後、村が開催する人権や男女共同参画に関するセミナーやイベント、生涯学習などに参加（観覧）してみたいと思いますか。（○印１つ）

○ 今後、村が開催するセミナーやイベント等に参加（閲覧）してみたいかどうかは、「機会があれば参加したい」が 36.2%と最も多くなっています。次いで「あまり参加したいとは思わない」（32.4%）、「参加しない」（20.4%）と続きます。

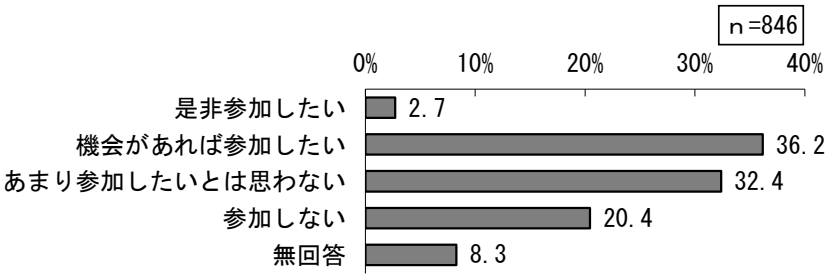

問41 あなたは、次の言葉をご存知でしたか。（○印１つずつ）

○ 「宮城県男女共同参画推進条例」では、「全く知らない」が 5 割を超えています。
○ 「女性活躍推進法」でも、「全く知らない」が 5 割弱となっています。

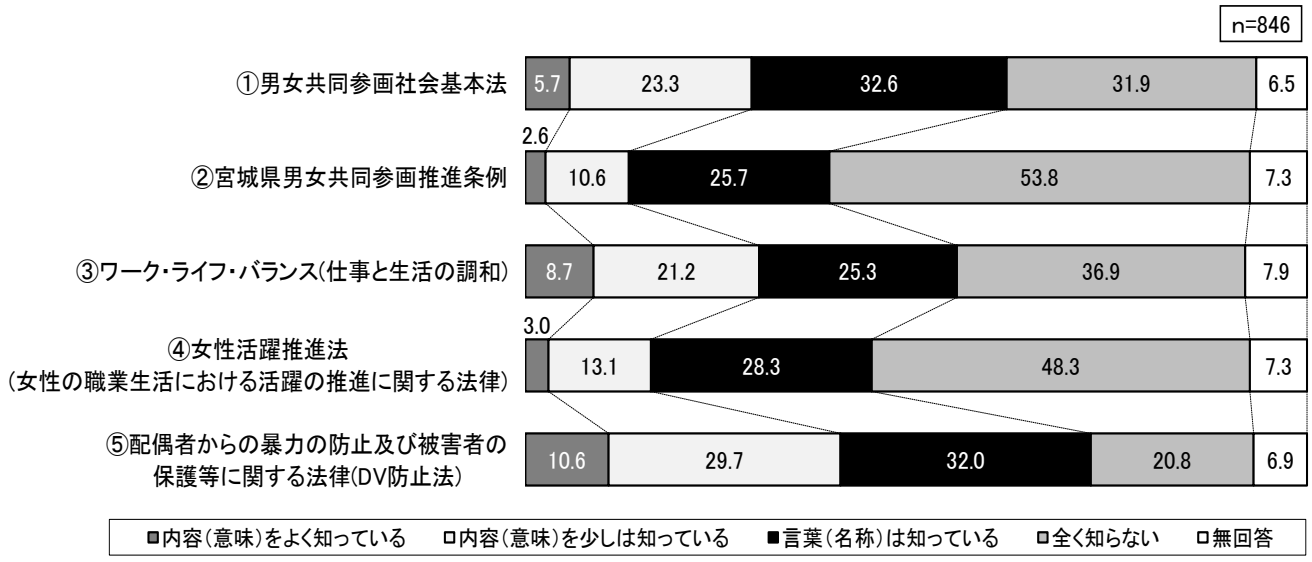

問42 あなたは、男女共同参画を積極的に進めるために、行政はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（○印５つまで）

○ 男女共同参画を積極的に進めるために行政が力を入れるべきことは、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」・「高齢者や障がいのある人への介護・介助を支援するサービスを充実する」がともに 36.8%と最も多くなっています。次いで、「DV や虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める」（29.0%）と続きます。

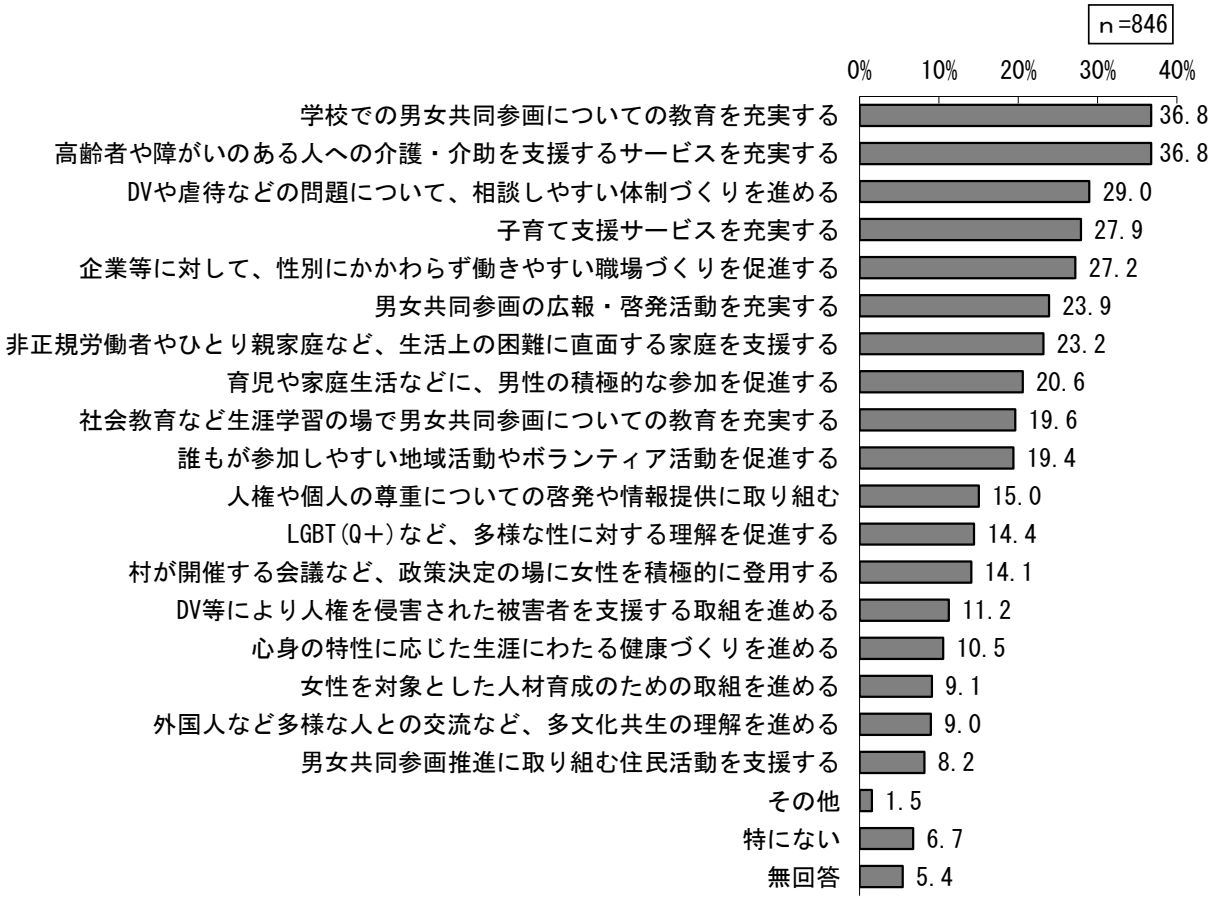

問43 あなたは、女性の意見は行政施策に反映されていると思いますか。（○印１つ）

○ 女性の意見が行政施策に反映されていると思うかどうかは、「わからない」が 36.9%と最も多くなっています。次いで「ある程度は反映されている」（28.4%）、「あまり反映されていない」（18.3%）と続きます。

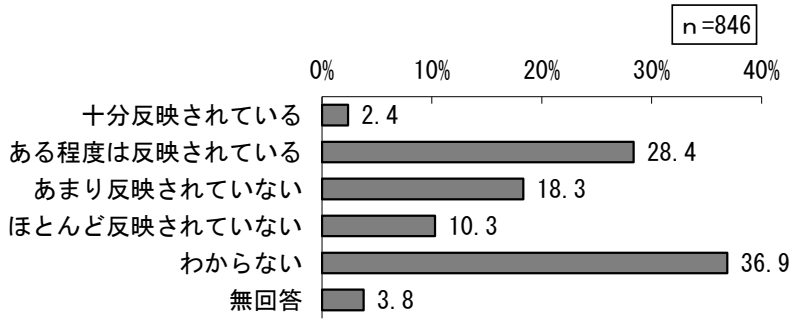

5　男女共同参画基本法

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）
改正　平成一一年七月一六日法律第一〇二号
同一一年一二月二二日同第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（平一一法一六〇・一部改正）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（平一一法一〇二・全改）

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（平一一法一〇二・全改）

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（平一一法一〇二・全改）

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（平一一法一〇二・全改）

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2　議長は、会務を総理する。
（平一一法一〇二・全改）
（議員）
第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。
（平一一法一〇二・全改）
（議員の任期）
第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
（平一一法一〇二・全改）
（資料提出の要求等）
第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（平一一法一〇二・全改）
（政令への委任）
第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。
（平一一法一〇二・全改）

附　則　抄
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。
（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。
（経過措置）
第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄
（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第千三百一条　中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2　改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

（政令への委任）

第千三百四十四条　第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定　公布の日

大衡村男女共同参画プラン
令和４年３月発行
発　行／大衡村　〒981－3692　宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地
TEL：022-345-5111（代表）　FAX:022-345-4853
https：//village.ohira.miyagi.jp
編　集／大衡村住民生活課

大衡村